



エイチ・エス損保 2024

ディスクロージャー誌



● エイチ・エス損害保険株式会社

目次

はじめに	2
企業概要	2
代表メッセージ	3
エイチ・エス損保の目指す姿	4
トピックス	5
CSR（企業の社会的責任）	6
I 当社の概況および組織	
1 代表的な経営指標	10
2 当社の沿革	10
3 経営組織	11
4 株主・株式の状況	12
5 役員の状況	12
6 会計監査人の状況	13
7 従業員の状況	13
II 保険会社の主要な業務の内容	
1 取扱商品	16
2 各種サービス	17
3 保険の仕組み一般	19
4 保険約款	20
5 保険料	20
6 保険金のお支払い	21
7 保険募集	22
III 保険会社の主要な業務に関する事項	
1 2023 年度における事業の概況	24
2 直近の 5 事業年度における主要な業務の状況を示す指標	26
3 業務の状況を示す指標	26
4 責任準備金の残高の内訳	41
5 期首時点支払備金（見積額）の当期末の状況（ラン・オフ・リザルト）	41
6 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表	42
IV 保険会社の運営	
1 お客さま本位の業務運営に関する方針	43
2 リスク管理態勢	48
3 法令等遵守の態勢	50
4 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性	52
5 社外・社内の監査・検査体制	52
6 コーポレートガバナンスの態勢	52
7 内部統制システムの構築に関する基本方針	53
8 プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）	55
9 反社会的勢力の排除のための基本方針	61
10 利益相反管理の基本方針	61
V 財産の状況	
1 計算書類	63
2 保険業法に基づく債権	69
3 元本補填契約のある信託に係る債権の状況	70
4 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）	70
5 時価情報	71
6 その他	72

はじめに

当社の経営方針や事業概況、財務状況等をご説明した「エイチ・エス損保2024」ディスクロージャー誌を作成いたしました。本誌が当社をご理解いただくうえで、皆さまのお役に立てば幸いです。

※本誌は、保険業法第111条および同施行規則第59条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。記載された情報は、別途記載がある場合を除き2024年3月31日現在のものです。

企業概要

会社名	エイチ・エス損害保険株式会社 (英文：H.S. Insurance Co., Ltd.)
事業内容	損害保険業
本店所在地	〒104-0053 東京都中央区晴海 4-7-4 CROSS DOCK HARUMI 5F-A
設立	2005 年 5 月 24 日 (エイチ・エス損保プランニング株式会社として設立)
資本金	1,612 百万円
株主	株式会社エイチ・アイ・エス (出資比率 100%)
加入団体	損害保険契約者保護機構 損害保険料率算出機構 一般社団法人日本損害保険協会

代表メッセージ

平素より当社の事業にご支援を賜り、誠にありがとうございます。

2024 年初頭に発生した石川県能登地方の地震の他、大雨等の自然災害により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。また、復興支援に尽力されているすべての方々に深く感謝申し上げます。

2023 年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症による影響が続く中、政府の持続的な景気対策が奏功し、経済活動は回復の兆しを見せました。社会全体がウィズコロナから新たなステージへ移行する中、当社も事業の回復を見据えた取組みを進めてまいりました。特に、海外旅行保険事業においては、渡航制限の解除に伴い海外旅行の回復が進み、引受件数が増加しております。

しかしながら、急速な旅行需要回復とともに、旅行者の皆さまは変化する海外旅行の動向に対応するための情報収集に多くの不安を感じていることと思います。当社では公式ホームページ（<https://www.hs-sonpo.co.jp/>）において、海外旅行に関する豆知識や地域ごとの注意喚起情報を提供し、皆さまが安心して旅行を楽しめるようサポートしております。

さらに、2023 年 12 月には、新たにペット保険事業への参入しました。ペットの家族化が進む中で、ペット保険の重要性がますます高まっています。当社は、ペットの健康と安心をサポートするために、シンプルで分かりやすく充実した補償内容の保険商品を提供し、皆さまの信頼に応えてまいります。

当社は、「人々をリスクから解放して幸せにする」という MISSION を掲げており、事業活動の基盤としています。ブランドコンセプト「わかりやすい、つながりやすい」のもと、顧客視点の業務改善や、デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、お客様の利便性向上を追求しております。

私たちの大切にしている価値観・行動指針として 4 つの VALUE、「冒険と挑戦」、「スピードとアジリティ」、「バランスと倫理観」、「明るく元気に」に加え、5 つめの VALUE として「データと顧客志向」を新たに加えました。これにより、データと向き合い、顧客本位の商品・サービスを提供できているかを常に見直し、改善してまいります。

最後に、当社は皆さまの安心と満足を第一に考え、信頼される保険会社であり続けることをお約束いたします。引き続き、皆さまのご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2024 年 7 月



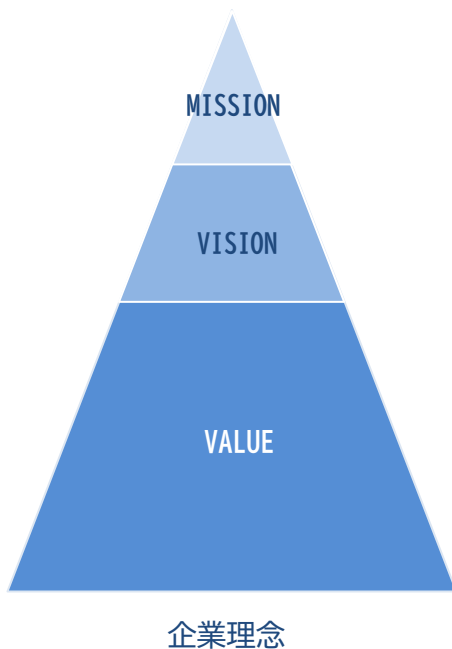
■ エイチ・エス損害保険株式会社

代表取締役社長 堤 信博

エイチ・エス損保の目指す姿

私たちは、持続的な成長と企業価値の向上を目的として、MISSION（私たちの使命）、VISION（私たちの目指す方向性）、VALUE（私たちの大切にしている価値観・行動指針）で構成する企業理念を定めています。

リスクの補償といった従来の保険の枠を超えて、「人々をリスクから解放して幸せにする」という使命を掲げ、この理念に基づいた行動を通じて、安心して豊かな社会の発展に貢献し続け、世界の人から選ばれる会社を目指しています。



人々をリスクから解放して幸せにする

人々をリスクから解放して幸せにすることに貢献し、
「世界の人から選ばれる会社」を目指します。

- ・冒険と挑戦

その挑戦は夢中で追いかけられる冒険か。

- ・スピードとアジリティ

直線的なスピードと、柔らかくしなやかなアジリティを持ち合わせているか。

- ・バランスと倫理観

過ぎたるは猶及ばざるが如し。バランスと倫理観を持ったうえで、判断できているか。

- ・明るく元気に

活気のあるところに人が集まる。どんな状況においても常にプラス思考で行動できているか。

- ・データと顧客志向

データと向き合っているか。顧客本位の商品・サービスを提供できているか。

トピックス

2023 年度の主なトピックスは、次のとおりです。(2023 年度に取り組んだこと)

●「エイチ・エス損保のペット保険」の販売開始（2023 年 12 月）



ご家庭で飼育する犬・猫が病気やケガのために動物病院で治療を受けた場合に、その治療費用の一部を補償するペット保険の販売を開始しました。お客さまのニーズに合わせて、充実した補償内容でしっかり備える『70%補償（免責金額なし）』、保険料と補償内容のバランス型の『50%補償（免責金額なし）』、リーズナブルな保険料の『70%補償（免責金額あり）』の3つのプランをご用意し、保険申込みから保険金請求までインターネットでお手続き可能な商品となっています。

●みんなにフィット！FIT（フィット）海外旅行保険の販売

2023 年 5 月 11 日より、「FIT 海外旅行保険」の販売を開始しました。ブランドコンセプト「わかりやすい、つながりやすい」に基づき、商品内容の改定や手続きのペーパーレス化を行いました。さらに、販売システムの刷新と機能の拡充により、代理店の業務効率化を実現しました。

1. FIT 海外旅行保険の販売

FIT 海外旅行保険は、持病をお持ちの方に対応した応急治療・救援費用の補償や、個人、グループ、家族旅行など旅行のスタイルに合わせたプラン構成で、様々なお客さまにフィットする商品として販売を開始しました。

当社代理店にプランなどの相談ができる「安心感」と、お申込み手続きのペーパーレス化やマイページの設置、LINE でのサポートなどの「インターネットの便利さ」を兼ね備えることで、お客さまの利便性向上につながっています。



2. 代理店ポータルシステム「HOWS」のリリース

これまでの販売システムを刷新し、代理店業務の効率化を実現する新たな代理店ポータルシステム「HOWS」をリリースしました。発券管理と成績管理機能を備えており、募集ツールや資料もすぐにアクセスできるように

なりました。2024 年度以降、さらなる機能拡充により保険販売・事務・精算業務の一元化を目指すとともに、分析ツールや当社とのコミュニケーションツールとしても活用いただけるようなシステムの構築を目指します。

●ネット海外旅行保険たびともが代理店の保険アワードおよびランキングで 1 位を受賞

下記の保険アワードおよびランキングについては、代理店サイトに掲載されている保険商品を対象に、2023 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの契約・申込件数を集計したものととなります。「価格.com 保険アワード 2024 年版（海外旅行保険の部）」は、販売チャネルを総合して最も契約件数が多い保険商品を選出し、2023 年「楽天保険の総合窓口 保険の比較」保険申込件数 年間ランキングは、保険ジャンルごとに申込件数が多い保険商品をランキング形式で選出しています。2024 年度以降も引き続きサービスの充実化を図り、多くの人々から選ばれる商品を目指してまいります。



株式会社カカコム・インシュアランス

- ・「価格.com 保険アワード 2024 年版（海外旅行保険の部）」（2024 年 4 月発表）
- ・2015 年以降、7 回連続での第 1 位受賞となります。
- ・2021～2023 年版については、新型コロナウイルスの影響により海外旅行保険の部は未実施。

楽天インシュアランスプランニング株式会社

- ・2023 年「楽天保険の総合窓口 保険の比較」保険申込件数 年間ランキング 海外旅行保険（2024 年 1 月発表）
- ・2022 年以降、2 年連続での第 1 位受賞となります。

CSR（企業の社会的責任）

当社は、「お客さま」「社員」「地域・社会」に対する責任を果たしていくことを企業活動のベースとして、CSR（企業の社会的責任）の推進に取り組んでいます。

■お客さま満足の追求

●お客さまの声に基づく業務改善の取組み

お客さまの声を大切にし、その声を業務改善に活かす取組みを進めています。具体的には、日々のお問い合わせ、アンケート、苦情などのお客さまの声を月ごとに集約し、それぞれの担当部署にて業務改善策を検討、実行しています。

お客さまの声を業務改善に反映させることで、皆さまにご満足いただけるサービスの実現を図ってまいります。

【具体的な取組み内容】

1. お問い合わせ対応
日々のお問い合わせをナレッジとして蓄積し、お客さま対応のスキルアップに活用します。
2. アンケートの実施
定期的にアンケートを実施し、お客さまの満足度や改善要望を把握します。

3. 苦情の分析

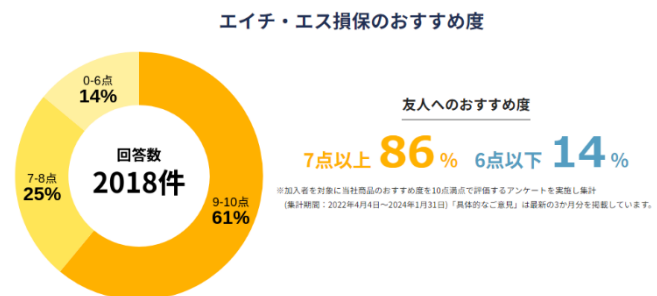
苦情の内容を詳細に分析し、同様の問題が再発しないように対策を講じます。

4. 月次集計と分析

毎月、お客さまの声を集約し、関連部署間で共有し、具体的な改善策を検討します。

5. 改善策の実行

検討された改善策を迅速に実行し、その効果を継続的にモニタリングします。



■お客さまの利便性向上の取組み

●事故連絡フォーム導入

2023年6月には、事故連絡フォームを導入しました。これにより、平日営業時間内の電話での受付に加え、「マイページ」や「フォーム」からの24時間365日受付が可能となりました。これからもお客さまの利便性向上に努めてまいります。

たびとも
事故連絡フォーム

LC032-025

ご案内に沿って、1～11までご入力ください

1. メールアドレス (必須)

2. 証券番号 (必須)

SSまたはSPから始まる証券番号を入力ください

文字数 10文字
半角英数字のみ

現在の文字数 0

証券番号は、エイチ・エス損保からお送りしているメール、
またはマイページよりご確認ください。

SSまたはSP以外で始まる証券番号は「たびとも」ではありません。別商品となりますので、商品を確認の上、該当商品の受付フォームにて受付をお願いします。

[仕分けのページに戻る](#)

3. 請求者名 (必須)

契約時に登録いただいた契約者名または被保険者名をご入力ください（旧漢字等のご利用はできません）

姓 名

(フリガナ) (必須)

セイ メイ

4. 請求者生年月日 (必須)

2000 年 -- 月 -- 日

●お問い合わせ対応の改善

ウェブサイトのお問い合わせページにお問い合わせフォームを設置しました。フォームでは保険金請求や契約変更など多岐にわたるお問い合わせに24時間365日受付可能です。また、電話の混雑状況の目安をグラフで掲載し、電話の集中を避けていただくよう工夫しています。

当社へのご意見・その他のお問い合わせ

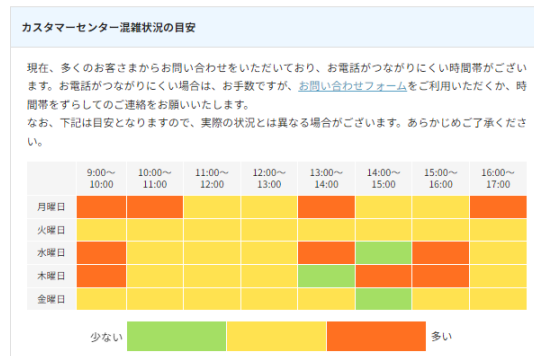
お問い合わせフォーム

ご希望のお問い合わせ内容を選択してください

☐ 契約に関するお問い合わせ

☐ 保険金請求に関するお問い合わせ

☐ 当社へのご意見・その他のお問い合わせ



●当社のサイバーセキュリティ対策

日常的なサイバーセキュリティ対策と緊急時のインシデント対応能力の強化に努めています。EDR

(Endpoint Detection and Response) と呼ばれる最新のセキュリティシステムを導入し、外部からの不審なアクセスを迅速に検知し、適切な対応を行っています。

また、専門家によるウイルスハンティングチームが24時間365日体制でセキュリティを監視し、検知できないウイルスを捕捉することで、安全なデジタル環境の維持に努めています。



●レアルマドリード・ファンデーション・サッカースクール東京晴海校とスポンサー契約を締結



レアルマドリード・ファンデーション・サッカースクールは、チャンピオンズリーグ最多優勝回数を誇るレアル・マドリードの練習方法を日本で受けられる唯一のサッカースクールです。同スクールは「世界を見て、世界を感じて、世界に興味を持ってもらう」という指導理念に基づき、幼少期からの海外遠征に積極的に取り組んでいます。

当社はこの指導理念に共感し、スポーツを通してチャレンジすることもたちを応援したいと考え、株式会社エイチ・アイ・エスとともにスポンサー支援を行っています。

●データサイエンス学部と連携（1年生を対象とした授業における講義）

大学のデータサイエンス学部において、1年生を対象に、様々な企業から講師役が招かれ「データ分析やデータサイエンスの実社会での活用事例」をテーマに90分の講義を行うという授業が実施されています。当社も講師役を務める企業の一つとして2021年より継続して参加しており、当社や損害保険業界におけるデータの活用やデータサイエンスの取組みについての授業を担当しております。

今後もこのような活動を通じて、データサイエンスの普及と次世代の育成に貢献してまいります。

●こども支援プロジェクトへの参加

不要になった電子機器を活用し、こどもたちと難民の未来を支援する社会貢献活動に協力しています。パソコンなどの電子機器は、リユース・リサイクルを通じて再利用され、その収益の一部は日本の将来を担うこどもたちのために役立てられます。

このプロジェクトへの参加は、当社の社会的責任を果たすとともに、持続可能な社会の実現に貢献することを目指しています。

●中央区まちかどクリーンデーへの参加

2024年2月より東京都中央区晴海に拠点を構える一企業として、地域社会への貢献の一環として、中央区が主催する「まちかどクリーンデー」の活動に参加し、地域の皆さまと共に清掃活動に取り組むことで、より良い街づくりに貢献しています。東京オリンピック選手村に近い当社の近隣地域は、オリンピックを経て大きく変貌してきましたが、コロナ禍の影響でさまざまな活動に制約がありました。

「まちかどクリーンデー」とは、中央区が主催し2005年7月から毎月10日に、地域住民や事業所が自主的に行っている清掃活動です。この活動は、地域住民と企業が一体となって美しい街を実現することを目的としています。



I 当社の概況および組織

1. 代表的な経営指標

	2022 年度	2023 年度
正味収入保険料	1,866 百万円	3,047 百万円
正味損害率	58.3%	43.6%
正味事業費率	66.6%	53.4%
保険引受利益（△は保険引受損失）	△811 百万円	3 百万円
経常利益（△は経常損失）	△799 百万円	12 百万円
当期純利益（△は当期純損失）	△807 百万円	48 百万円
単体ソルベンシー・マージン比率	472.8%	346.0%
総資産額	2,426 百万円	2,776 百万円
純資産額	720 百万円	769 百万円

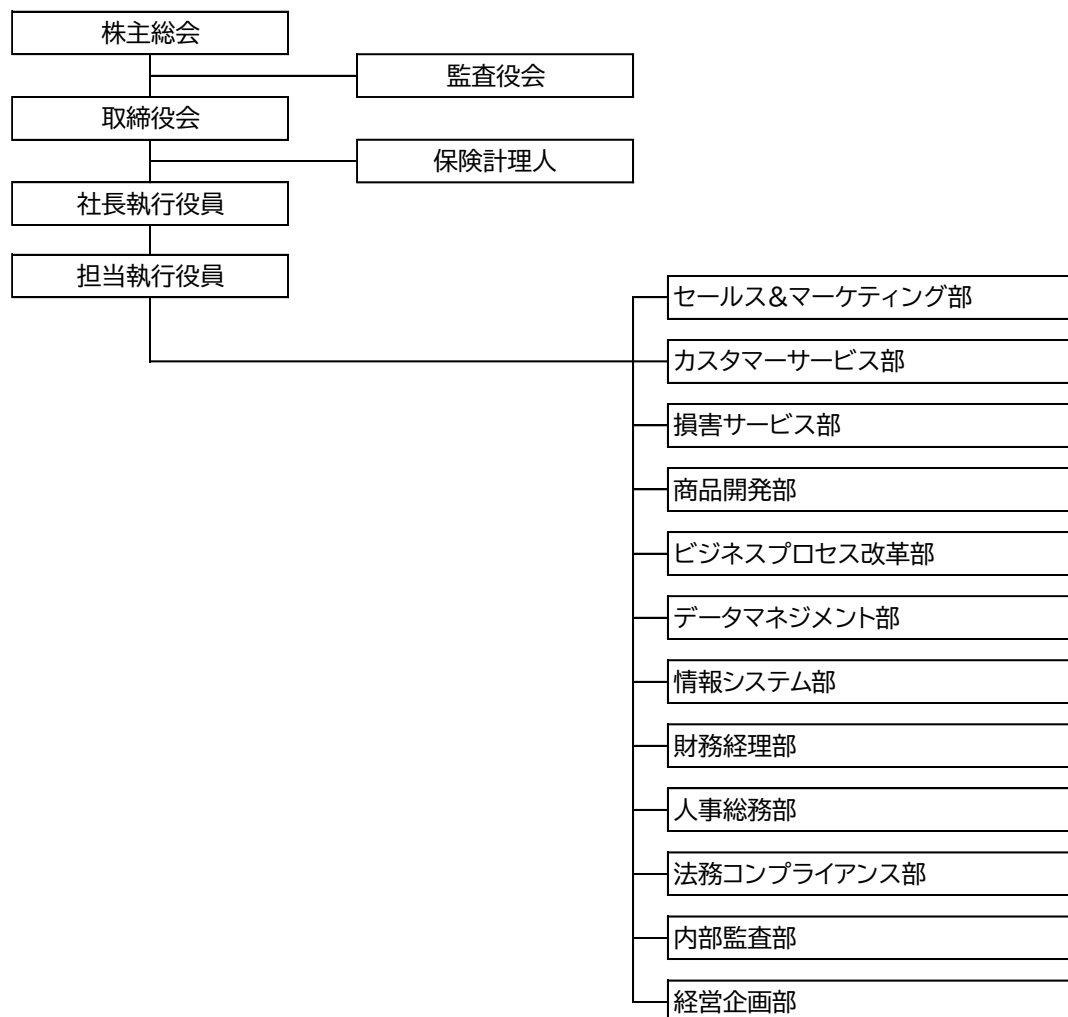
（注）リスク管理債権はありません。

2. 当社の沿革

2005年 5 月	エイチ・エス損害保険プランニング株式会社（準備会社）を設立
2007年 9 月	「エイチ・エス損害保険株式会社」に商号を変更
2007年10月	損害保険業免許を取得
2007年11月	営業開始
2008年 4 月	海外旅行保険のインターネット販売を開始
2009年 8 月	東京都新宿区四谷三丁目12番に本店を移転
2010年 4 月	旅行特別補償保険を販売開始
2010年 7 月	国内旅行総合保険を販売開始
2011年 3 月	旅行事故対策費用保険を販売開始
2011年 6 月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」を販売開始
2012年10月	東京都新宿区市谷本村町3番29号に本店を移転
2014年 2 月	ネット専用海外旅行保険を改定し「スマートネットU」を販売開始
2016年12月	業界初の海外旅行保険「通貨盗難補償特約」を販売開始
2018年 1 月	ネット専用海外旅行保険を改定し「たびとも」を販売開始
2018年 2 月	東京都港区東新橋二丁目3番3号に本店を移転
2021年 2 月	東京都中央区晴海四丁目7番4号に本店を移転
2023年 5 月	代理店加入 みんなにフィット！「FIT（フィット）海外旅行保険」を販売開始
2023年12月	「エイチ・エス損保のペット保険」を販売開始

3. 経営組織

(2024年7月1日現在)



本店所在地

〒104-0053 東京都中央区晴海 4-7-4 CROSS DOCK HARUMI 5F-A

電話 03-6327-2222 (代表)

4. 株主・株式の状況

(1) 株主の状況

氏名または名称	所有株式数	発行済株式総数 に対する割合
株式会社エイチ・アイ・エス	32,240 株	100.0%

(2) 資本金の推移

年月日	資本金（百万円）		摘 要
	増減額	残 高	
2005年 5 月24日	—	20	設立
2005年10月20日	80	100	
2005年12月26日	900	1,000	
2007年 9 月28日	612	1,612	有償第三者割当

(3) 最近の新株発行

種 類	発行年月日	発行株数（株）	発行総額 （百万円）	摘 要
普通株式	2005年 5 月24日	400	20	（2名）
普通株式	2005年10月20日	1,600	80	（2名）
普通株式	2005年12月26日	18,000	900	（2名）
普通株式	2007年 9 月28日	12,240	612	有償第三者割当（19名）

5. 役員の状況

（2024年7月1日現在）

役 職	氏 名	略 歴	
代表取締役 社長	堤 信博	1987年 4 月	コーンズアンドカンパニーリミテッド入社
		1989年 7 月	興亜火災海上保険株式会社 （現損害保険ジャパン株式会社）入社
		2008年 5 月	当社入社 業務部長兼販売制度部長
		2010年 6 月	当社取締役業務部長兼販売制度部長 兼 経営企画部長 兼 事務企画・システム部長
		2012年 9 月	エイチ・エスライフ少額短期保険株式会社 （現くふう少額短期保険株式会社）取締役（兼務）
		2015年 6 月	当社取締役執行役員
		2018年 6 月	当社常務取締役執行役員
		2023年 4 月	当社代表取締役社長執行役員（現任）
取 締 役	片岡 由佳	2001年 4 月	株式会社エイチ・アイ・エス入社
		2017年 2 月	同社本社経理本部 本部長代理
		2017年11月	同社執行役員 本社経理本部 本部長
		2022年11月	同社執行役員 本社財務本部 本部長 兼 本社経理本部副本部長
		2023年 2 月	当社取締役執行役員 兼 財務経理部長（現任）
取 締 役	郷 直人	1998年 6 月	株式会社エイチ・アイ・エス入社
		2010年 5 月	同社東日本販売事業部 エリアリーダー
		2012年 6 月	株式会社クオリタ 取締役

役 職	氏 名	略 歴
		2014年4月 同社 代表取締役 2023年6月 当社取締役執行役員 2023年7月 当社取締役執行役員 兼 経営企画部長 2024年4月 当社取締役執行役員 兼 経営企画部長 兼 人事総務部長（現任）
取 締 役	東 谷 徹	1989年4月 興亜火災海上保険株式会社 （現損害保険ジャパン株式会社）入社 2016年6月 アイペット損害保険株式会社 入社 2017年4月 同社経営企画部 部長 2020年10月 アイペットホールディングス株式会社 経営企画部部長（兼務） 2020年10月 ペッツファースト少額短期保険株式会社（兼務） 2021年6月 ペッツファースト少額短期保険株式会社 取締役（兼務） 2023年4月 当社入社 商品開発部長 2024年5月 当社執行役員 商品開発部長 2024年6月 当社取締役執行役員 兼 商品開発部長（現任）
取 締 役	高 野 清	1993年4月 株式会社エイチ・アイ・エス入社 2010年1月 同社執行役員 本社情報システム本部 本部長 2016年7月 同社執行役員 海外システム戦略担当（ロンドン駐在） 2020年9月 同社執行役員 本社 DX 推進本部 副本部長 2022年1月 同社執行役員 法人営業本部 副本部長 2022年11月 同社執行役員 本社情報システム本部 本部長 兼 本社 DX 推進本部 本部長（現任） 2022年11月 当社取締役（現任）
取 締 役	御 子 柴 一	1990年1月 株式会社エイチ・アイ・エス入社 1999年10月 同社トラベルワンダーランド札幌 支店長 2002年5月 同社関東営業本部 エグゼクティブセクション 課長 2005年5月 株式会社エイチ・アイ・エス沖縄 次長（出向） 2012年4月 株式会社エイチ・アイ・エス 関西営業本部 国内営業販売グループ グループリーダー 2018年5月 同社関東国内旅行事業部 事業部長 2020年5月 同社 H.I.S.JAPAN 仕入本部 国内仕入部 部長 2022年5月 同社個人旅行営業本部 国内航空仕入部 部長 2024年5月 同社関係会社管理本部 室長代理（現任） 2024年6月 当社取締役（現任）
常勤監査役	滝 田 泰彦	1979年4月 ゴーゼル機器株式会社（現ボッシュ株式会社）入社 2001年1月 株式会社エイチ・アイ・エス 入社 本社総務部総務課長 2005年5月 同社本社総務部次長 2007年11月 同社本社内部統制室長 2009年5月 同社本社関係会社管理室長兼本社内部統制室長 2010年5月 同社本社人事・総務本部次長 兼 本社関係会社管理室長 兼 本社内部統制室長 2014年5月 同社本社総務グループリーダー 2017年4月 同社本社総務グループ顧問兼本社経営企画室アドバイザー 2017年6月 同社本社総務グループおよび本社法務・内部統制グループ 顧問兼本社経営企画室アドバイザー

役 職	氏 名	略 歴	
		2018年 4 月	当社入社
		2018年 9 月	当社監査役（現任）
監 査 役 （社外監査役）	川 田 充	1996年 1 月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
		1997年 1 月	中央監査法人（最終名称みずほ監査法人（解散））入所
		2005年 8 月	株式会社ビジコム入社
		2006年 8 月	株式会社ロイヤル・ストラテジー 取締役
		2008年11月	川田公認会計士事務所開設代表（現任）
		2014年 5 月	一般財団法人明光教育研究所 （現公益財団法人明光教育研究所）評議員（現任）
		2014年12月	株式会社エコノマイズ監査役（現任）
		2015年 7 月	グループス株式会社監査役（現任）
		2017年 6 月	エイチ・エスサポートセンター株式会社（解散）監査役
		2017年 6 月	当社監査役（現任）
		2022年 3 月	ゲステル株式会社 監査役（現任）
監 査 役 （社外監査役）	坂 巻 靖 哲	1987年 4 月	英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
		1994年 1 月	大野木公認会計士事務所（現大野木総合会計事務所）入所
		1997年 1 月	坂巻公認会計士事務所開設代表（現任）
		1998年11月	坂巻・馳会計事務所開設代表
		1999年 8 月	有限会社青山パートナーズ （現株式会社青山パートナーズコンサルティング）設立 代表パートナー（現任）
		2005年11月	青山パートナーズヒューマンサービス株式会社 監査役（現任）
		2011年10月	税理士法人青山パートナーズ設立代表社員（現任）
		2018年 6 月	当社監査役（現任）

（注）監査役川田充および監査役坂巻靖哲は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

6. 会計監査人の状況

氏名または名称：EY 新日本有限責任監査法人

7. 従業員の状況

（1）従業員の状況

（2024年3月31日現在）

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
60 名	42.9 歳	5.9 年	6,052 千円

（注）1. 従業員数は、使用人兼務取締役、退職者、派遣職員を除きます。

2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。

（2）採用方針

当社の企業理念と HIS Group Philosophy に共感し、同じ価値観を共有する多様な人材の採用を行います。

（３）研修制度

①社内研修

コンプライアンス、ハラスメント防止、情報セキュリティ等の研修を全社員に対して実施しています。
新たに当社へ入社した社員に対しては、入社時研修として傷害保険および当社商品知識研修を行うほか、入社時より社内コミュニケーションの促進を図るため全部門より業務説明を実施しています。

新卒入社社員についてはビジネスマナーや文章作成、タイムマネジメント、PDCA、ビジネスコミュニケーションといった社会人になるうえで必須となる研修も実施し、人材育成に努めています。

②損害保険講座

損害保険事業総合研究所の損害保険講座受講により、損害保険に関する幅広い知識の習得ができるよう推進しています。

③デジタル人材の育成

AI、ビッグデータ、IoTをはじめとするデータ利活用に関連する新技術によって創出された新たな製品やサービス等を効果的に活かすための基礎力向上を目的として、独立行政法人情報処理推進機構が運営するITパスポートの資格取得支援（学習コンテンツの提供・合格時の受験費用補助）を行っています。

（４）福利厚生制度

以下の制度を運営しています。

- ・社会保険
- ・慶弔見舞金制度
- ・育児休業制度
- ・介護休業制度
- ・時間単位の有給休暇取得制度
- ・短時間正社員制度
- ・リファラル採用（社員紹介）制度
- ・アニバーサリー休暇
- ・ボランティア休暇
- ・エイチ・アイ・エス健康保険組合
- ・エイチ・アイ・エス従業員持株会制度
- ・企業型確定拠出年金制度

また、働きやすい労働環境を構築するため、以下を導入しています。

- ・オフィスカジュアル（デニム・Tシャツ可）
- ・フリードリンク
- ・自転車通勤
- ・バイク通勤
- ・在宅勤務
- ・時差出勤

II 保険会社の主要な業務の内容

当社の主要な業務は次のとおりです。

損害保険業

保険の引受：傷害保険およびペット保険の引受

資産の運用：保険料として収受した金銭その他の資産の運用

他の保険会社の業務の代理および事務の代行

保険募集代理業務（媒介代理店業務）

1. 取扱商品

（1）販売商品

①主として個人向けの商品

FIT 海外旅行保険 （海外旅行保険）	海外旅行中に被ったケガや病気による死亡や治療費用、救援者費用のほか、携行品の盗難・破損などの損害、通貨の盗難損害、航空機の遅延や預けた手荷物の遅延など予期しない偶然な事故により負担を余儀なくされた費用等を補償する保険です。
ネット海外旅行保険「たびとも」 （旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険）	インターネット等の通信手段を通して契約手続を行うネット専用の海外旅行保険です。旅行目的地別に保険料が設定されており、海外旅行中に被ったケガや病気による死亡や治療費用、救援者費用のほか、携行品の盗難・破損などによる損害等を補償します。
国内旅行総合保険 （国内旅行傷害保険）	国内旅行中に被ったケガにより死亡または入院・通院した場合に保険金をお支払いするほか、救援者費用、賠償責任を補償する保険です。
エイチ・エス損保のペット保険 （ペット医療費用保険）	ペット（犬、猫）がケガまたは病気によって日本国内の動物病院で治療を受けた場合に治療費用を補償する保険です。

②主として旅行業者向けの商品

旅行特別補償保険	旅行業者（被保険者）の企画旅行に参加した旅行者が事故によりケガを被った場合に、旅行業者が旅行業約款の特別補償規程により支払った費用を補償する保険です。
旅行事故対策費用保険	旅行業者（被保険者）の旅行に参加した旅行者が事故等に遭ったことにより旅行業者が負担した費用を補償する保険です。

（2）新商品の開発状況

時期		対象	概要
2020 年	4 月	・ ネット海外旅行保険「たびとも」	・ 申込可能期間を 60 日前から 90 日前に変更 ・ 改正民法施行（2020 年 4 月 1 日）に伴う約款改定等
	12 月	・ 普通傷害保険「感染症とケガの保険」	・ 普通傷害保険の入院のみ補償（特定感染症およびケガ）を団体契約者向けに販売開始
2021 年	10 月	・ ネット海外旅行保険「たびとも」 ・ 国内旅行総合保険	・ 新たな保険料のお支払手段を導入（PayPay）
	12 月	・ ネット海外旅行保険「たびとも」	・ リピーター割引の適用条件の緩和

時期		対象	概要
2022 年	4 月	・ 海外旅行保険 ・ ネット海外旅行保険「たびとも」	・ 申込可能年齢を 20 歳以上から 18 歳以上に変更
2023 年	5 月	・ FIT 海外旅行保険	・ 申込みを電子化 ・ 「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」の新設
	12 月	・ エイチ・エス損保のペット保険	・ ペット（犬、猫）のケガや病気による通院・入院・手術の費用を補償する「エイチ・エス損保のペット保険」の販売開始

2. 各種サービス

当社は、海外旅行保険に関わる次のサービスを提供しています。

（1）サポートサービス

当社は、海外からの事故受付業務を日本エマージェンシーアシスタンス株式会社に委託し、海外サポート業務を提供しています。海外旅行中にケガや病気、荷物の被害などの事故が発生した場合は、海外サポートセンターにご連絡ください。LINE を通じての連絡も可能で、当社の LINE 公式アカウントを事前に友達登録することで、現地から簡単に海外サポートセンターに電話をかけることができます。海外サポートセンターは 24 時間 365 日対応しており、事故の連絡や各種相談を日本語で受け付け、必要な対応方法を案内します。また、事情に応じて次の手配サービスも提供いたします。

①病院・医師の手配

治療や入院が必要な場合、適切な病院や医師を紹介し、予約の手配をいたします。

②緊急移送手配サービス

現地での治療が困難な場合、必要な治療を行うための医療施設まで緊急移送手配をいたします。

③帰国手配サービス

入院された場合、退院許可がおりましたら帰国の手配をいたします。医師の指示がある場合は、付添医師・看護師の手配も行います。

（2）キャッシュレス医療サービス

当社は、旅行先でのケガや病気の際にお客さまがスムーズに治療を受けられるよう、世界の主要な地域にキャッシュレス提携医療機関のネットワークを構築しています。

キャッシュレス提携医療機関では、お客さまが保険証券（または保険契約証、保険加入者証）およびパスポートを窓口で提示することにより、現地での治療費を負担することなく治療を受けることができます。

（3）旅行かばん／カメラ・ビデオカメラ等修理サービス

旅行中の事故でスーツケース等の旅行かばんやカメラ・ビデオカメラ等が破損した場合、破損した物品を当社提携の修理会社が引き取り、修理および納品を行います。なお、修理代金は保険金として当社から修理会社へ直接支払います。（※）

※旅行かばんの修理サービスにつきましては、国内旅行総合保険でもご利用いただけるサービスです。

（４）お客さまの声を業務に活かすために

①「お客さまの声」の受付状況

当社は下記の方針（含む苦情の定義）を定め、「お客さまの声」をお客さまサービスの向上や商品改善に活用し、「お客さまに選んでいただける損害保険会社」を目指します。

お客さまの声に対する基本方針（含む苦情の定義）

苦情とは、お客さまからの申出事項のうち、お客さまが当社に対して不満、不平の意を表したものをいう。ただし、約款や判例等に基づく適切な説明等を行っているにもかかわらず、契約者・被害者などからなされた過剰要求等の一方的な主張等は苦情に含めない。

1. 当社は、「お客さまに信頼され、選ばれる損害保険会社」となるために、お客さまから寄せられるさまざまな声を、真摯に受け止めるとともに、迅速かつ的確に行動することにより、お客さまサービスの向上を図る。
2. 当社は、苦情の解決にあたり、お客さまに対して誠実な姿勢で対応し、お客さまの理解と納得を得たうえで解決することを目指すこととする。
3. 当社は、苦情等をお客さまが要求するサービスの水準と当社が提供するサービスの水準の差が顕在化したものと認識し、当社の施策および業務の改善に反映させることにより、同様の苦情等を再発させないように努める。
4. 反社会的勢力による苦情等を装った不当な介入に対しては、「反社会的勢力に対する対応基本規程」に従い、毅然とした対応をとるものとし、必要に応じて警察等関係機関との連携等を適切に行うものとする。
5. 不当要求・過剰要求等の申出について、誠実な対応を行ったにもかかわらず、その解決が困難であると判断される場合は、関係部署との協議により、弁護士にその対応を委任する。
6. 社内での対応により苦情の解決を図ることができない場合、申出人に外部の紛争等解決機関である「そんぽADRセンター」を紹介し解決を図るものとする。

2023 年度に受け付けた苦情の内容区分と件数は以下のとおりです。

苦情受付件数 四半期ごとの推移

（単位：件）

苦情区分	第 1 四半期 4 月～ 6 月	第 2 四半期 7 月～ 9 月	第 3 四半期 10 月～12 月	第 4 四半期 1 月～ 3 月	合計	構成比
契約・募集行為	0	2	0	3	5	13.0%
契約の管理・保全	0	0	0	0	0	0.0%
保険金	5	3	7	19	34	87.0%
個人情報	0	0	0	0	0	0.0%
その他	0	0	0	0	0	0.0%
合計	5	5	7	22	39	100.0%

②お客さまからのご照会、ご相談などの窓口について

お客さまからのご照会、ご相談等については、次の窓口で承ります。

当社に対する相談・苦情・お問い合わせ窓口
◆カスタマーセンター 050-5433-3196 受付時間：午前9時～午後5時（土日祝・年末年始は休み） お問い合わせフォーム https://form.run/@hs-sonpo-BakhsQ6QK9BCDjh8G9VV 受付時間：24時間365日

③公平・中立な立場でお応えする機関のご紹介

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル（全国共通・通話料有料） 0570-022808

受付時間：月～金曜日 午前9時15分～午後5時（祝日・休日および12/30～1/4を除く）

詳しくは、[日本損害保険協会のホームページ](https://www.sonpo.or.jp/)(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

3. 保険の仕組み一般

（1）保険制度

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。同じように、個々人にとっては偶発的な事故であっても、同種の事故例をより大量に観察すれば、その発生率は統計上の理論値に近づいていきます。これを「大数の法則」といいます。

保険制度とは、同種の危険にさらされている多数の人々が、この「大数の法則」に基づき予想される事故の発生率に応じて保険料を負担し合い、大きな共有の準備財産を作っておいて、万一のことがあった場合に損害を被った人に保険金が支払われるという、相互扶助の仕組みです。

このように保険には、相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活と企業経営の安定を支える社会的機能があります。

（2）損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然な事故によって生じることのある損害について保険金をお支払いすることを約束し、保険契約者がその対価として保険料を支払うことを約束する契約です。

この契約は、双務かつ有償の契約であり、当事者の合意のみで成立する不要式の諾成契約という性格を有していますが、通常、契約引受の正確を期すために保険契約申込書を作成したり、インターネット画面上で契約申込手続きを行い、契約締結の証として保険証券または保険契約証等を発行・画面表示します。

（3）再保険

個々の保険会社の資本は有限であり、その保険金支払能力には限りがありますが、例えば海外旅行保険においては、航空機事故やホテル火災、感染症の流行等により集中的に損害が発生し、多額の保険金支払が必要と

なる事態も起こり得ます。

再保険は、保険責任の一部を国内外の他の保険会社に引き受けてもらうことにより、リスクを平準化することを目的としています。再保険は、保険会社間で行う保険取引であり、他の保険会社にリスクを引き受けてもらうことを「出再」、他の保険会社からリスクを引き受けることを「受再」といいます。当社は「再保険方針」を定め、この方針に基づき再保険取引を行っています。

当社が出再する際には、リスクの特性、再保険市場の状況等を勘案のうえ合理的な出再スキームを構築し、出再先の信用力、出再条件等を総合的に勘案のうえ出再先を決定しています。

なお、当社は、原則として受再は行わないこととしています。

4. 保険約款

（１）保険約款の位置付け

ご契約の内容や保険会社・保険契約者が保険契約に関して持つ権利と義務等は、普通保険約款および特約によって定められています（以下「保険約款」といいます）。

また、保険契約申込画面に表示された内容も、保険会社と保険契約者との契約内容の一部になります。

なお、保険約款に定められている主な事項は次のとおりです。

保険金を支払う場合、保険金を支払わない場合、保険金の支払額、保険契約の無効・失効・解除、（契約前・契約後に）保険会社へ申し出・連絡すべき事項、保険金請求手続など

（２）契約時の留意事項

保険の内容をよくご理解いただくために、保険約款とは別に、重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）、またはインターネット上の契約画面などで、商品の内容や保険約款の概略をご紹介します。ご契約時には、あらかじめこれらの内容をよくご理解いただき、十分な説明を受けたうえで契約をお申込みください。

特に保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合、保険会社へ申し出・連絡すべき事項（告知義務・通知義務）、ご契約を解約される場合の取扱いなどについては、お申込みをする前に十分にご確認ください。また、お申込みの内容がお客さまのご意向に沿った内容であることや、保険契約申込画面が正しく表示されていることもご確認のうえ、ご契約ください。

5. 保険料

（１）保険料の收受・返還

保険料は、原則としてご契約と同時に支払いただくこととなっており、保険期間が始まった後でも、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険契約が無効もしくは失効となった場合、または解除された場合は、保険約款の規定に従って当社は保険料を返還いたします。また、保険期間中に危険が増加または減少した場合は、保険約款の規定に従って当社は保険料を請求または返還いたします。

（２）保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、保険金の支払いに充てられる純率（純保険料）と、保険事業を運営するための費用や代理店手数料などに充てられる付加率（付加保険料）から構成されています。このうち純率は、当社が金融庁から認可を得たものや金融庁へ届け出たものを適用しています。

6. 保険金のお支払い

(1) 保険金のお支払いの仕組み

事故が発生すると、次の順序に従って保険金をお支払いすることになります。

①事故原因・損害状況の調査

事故のご報告を受けると、保険契約内容の確認を行ったうえで、事故原因、損害状況などの調査を行い、保険金支払の対象となる事故かどうかを確認します。

②損害額、保険金の算出

お客さま、修理業者、病院など関係者に損害状況や治療内容の確認および必要な調査を行い、損害額を算出して、当社は保険金支払額を決定します。

③保険金のお支払い

所定の請求書類をご提出いただき、請求書類が完備してから当社は保険金のお支払いの手続きをとります。ただし、特別な調査が必要な場合は、請求書類が完備してからお支払いするまでの期間を延長させていただくことがあります。

なお、2023 年度において、ご指定の口座に保険金が着金するまでの平均日数は、約 14 日（土日祝日を含みます）でした。（※）

※お客さまからの依頼に基づき、医療機関・かばん等修理会社が保険金を代理受領する場合を除きます。

(2) 事故の連絡・相談窓口のご案内

当社は、次のとおり事故のご連絡、ご相談を受け付けています。

事故のご報告に関するお問い合わせ窓口	
◆海外サポートセンター <海外からのご連絡先> フリーダイヤルでのご連絡（通話料無料） フリーダイヤルが設定されている国・地域でご利用いただけます。 番号は国別で異なるため、 https://www.hs-sonpo.co.jp/support/ にて『海外からの連絡方法をダウンロード』をご参照ください。 ダイヤル直通でのご連絡（通話料有料） ケガ・病気の場合：81-3-6630-9580 受付時間：24 時間 365 日 その他の場合：81-3-6630-9581 受付時間：24 時間 365 日	
◆カスタマーセンター <国内からのご連絡先> お電話でのご連絡（通話料有料） 050-5433-3196 受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土日祝・年末年始は休み） 事故連絡フォーム https://form.run/@hs-sonpo-1681972152 受付時間：24 時間 365 日 ※死亡・後遺障害は受付できません。	
保険金請求等の事故に関するお問い合わせ窓口	
◆損害サービス部 お電話でのご連絡（通話料有料） 050-5433-3196 受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土日祝・年末年始は休み） 保険金請求お問い合わせフォーム https://form.run/@hs-sonpo-sagZBP6o0dFr0b1GyWUw 受付時間：24 時間 365 日	

7. 保険募集

（１）契約締結の仕組み

当社は、保険会社から委託を受けた損害保険代理店（以下「代理店」といいます）が保険募集を行うほか、インターネットによるご契約では、当社も直接保険募集を行っています。

保険募集にあたっては、お客さまが合理的な判断に基づいて保険契約を締結いただくことが必要です。このため、保険募集を行う者は、お客さまの意向を把握したうえで、必要となる重要な事項を十分に説明しなければなりません。当社は、お客さまに契約内容を十分にご理解いただけるよう、商品概要に関する情報（契約概要）とご契約に際して特に注意いただきたい情報（注意喚起情報）を記載した重要事項等説明書をインターネット契約画面上で確認いただき、お申込み内容がお客さまのご意向に合致していることを確認いただいたうえで保険契約を締結しています。

（２）代理店の役割と業務内容

代理店は、保険会社を代理して損害保険の勧誘等を行い、損害保険の幅広い普及を通じてお客さまの家庭や会社等をさまざまなリスクから守ることで、生活の安定や経済の発展を図るという社会的役割を担っています。

代理店は、当社との間で締結した損害保険代理店委託契約書に基づき、保険契約締結の代理または媒介、保険料の領収などの業務を行います。

（３）代理店登録

代理店として損害保険の募集を始めるためには、保険業法第 276 条に基づき内閣総理大臣（実務上は財務（支）局長）の登録を受けなければなりません。また、代理店の役員、使用人で損害保険の募集を行う者は、同法第 302 条に基づき届出をすることが義務付けられています。

（４）代理店教育

当社は、お客さまのニーズを的確に把握し、適切な情報やサービスのご提供を通じて、信頼と安心をお届けできる代理店を育成するために、オンライン学習システム（当社愛称 シュガーキャンパス）を活用し、取扱商品や募集コンプライアンスに関する研修を随時代理店の募集人に実施しています。また、一般社団法人日本損害保険協会が募集人の資質の向上と維持を目的として実施する「損害保険募集人一般試験」を導入し、この試験の合格を代理店登録および募集人届出の要件としています。

（５）代理店数

当社の代理店数は、2024 年 3 月 31 日現在 56 店です。

（６）勧誘方針

当社は、保険商品の販売にあたり、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 101 号）に基づく「勧誘方針」を次のように定め、適切な保険販売に努めております。

勧誘方針

1. お客様の当社保険商品に関する知識、経験、財産状況および加入目的等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に応じた保険商品の説明を行うように努めてまいります。
2. 保険商品のご案内にあたりましては、金融サービス提供法、保険業法、金融商品取引法、消費者契約法その他の各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めてまいります。
3. 保険商品の販売にあたりましては、お客様にとってご迷惑となるような時間帯、場所および方法による勧誘は行いません。
4. 保険商品の説明にあたりましては、お客様の十分なご理解と、最適な保険商品の選択が可能となるようお客様の立場にたったわかりやすい説明を行うように努めます。特に重要事項の説明を怠ったり、不確実な事項の断定的説明等お客様の判断を誤らせるような行為は行いません。
5. お客様と直接対面しない通信販売等の保険商品の販売を行う場合は、お客様に十分理解いただけるよう説明方法等に工夫してまいります。
6. 保険事故が発生した場合は、その保険金支払手続について、迅速かつ的確な支払を実行するよう常に努力してまいります。
7. 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を実行するよう努めてまいります。
8. お客様のお問い合わせには、丁寧、迅速かつ適切な対応に努め、ご頂戴したご意見等は、今後の商品開発や販売方法等に積極的に活用してまいります。

III 保険会社の主要な業務に関する事項

1. 2023 年度における事業の概況

事業の経過および成果等

本事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも徐々に回復し、緩やかな成長基調を示しました。企業活動は概して好調を維持していますが、投資活動にはまだ反映されておらず、内需は力強さを欠き、実質賃金の低迷により個人消費は依然として不振が続いています。さらに、世界的なインフレ圧力の増大に伴い、わが国でも物価の上昇が顕著となり、特にエネルギー価格と食品価格の高騰が消費者の負担を増加させています。

当社の主力事業である旅行保険の市場において、国内旅行は回復し、また、海外旅行の需要も新型コロナウイルス感染症の感染症法上の 5 類移行を契機に前事業年度に比べて伸長したものの、日本人の海外旅行は国際的な物価高と記録的な円安の影響が大きな障壁となり、市場の本格的な回復には至っていません。日本政府観光局（JNTO）によると、当事業年度の日本人出国者数は 1,098 万人で、前期比 258.2%、2019 年度比 60.6%となり、感染拡大前の水準にはまだ到達していないものの、回復傾向にあります。当社はこのような市場環境の中で、事業戦略の精査と強化を進めております。

ビジネスモデルの変革を進めるための基礎固めとして、複数の重要な施策を実施しました。ペーパーレス化を推進した「FIT 海外旅行保険」の発売をはじめ、代理店向けに開発した新システム「HOWS」を導入し、業務の効率化とサービスの質の向上を図りました。さらに、株式会社エイチ・アイ・エスの Web サイト上で販売している提携商品「Web セット保険」（国内・海外）の連携サイトを拡充することで、顧客利便性を高めています。また、2023 年 12 月に新たな収益の柱として位置付ける「ペット保険」を市場に投入し、事業の多角化を進めております。これらの取組みにより、当社は持続可能な成長を目指し、変化する市場環境に柔軟に対応する態勢を築いております。

一方で、保険契約の増加に伴い、当社での事故受付件数は 2019 年度比で 65.7%まで増加し、大口事故の影響により、支払保険金の額は事故受付件数の伸びを上回り、2019 年度比で 75.6%まで増加しました。

この結果、業績は、以下のとおりとなりました。

【業績の概況】

保険引受収益 3,048 百万円、資産運用収益 7 百万円、その他経常収益 2 百万円等を合計した経常収益は、前事業年度に比べ 1,175 百万円増加し 3,058 百万円となりました。一方、保険引受費用 2,254 百万円、営業費及び一般管理費 790 百万円等を合計した経常費用は前事業年度に比べ 363 百万円増加し 3,046 百万円となりました。この結果、経常利益は 12 百万円（前事業年度は△799 百万円）となりました。経常利益に特別利益、特別損失、法人税等を加味した当期純利益は 48 百万円（前事業年度は△807 百万円）となりました。

【保険引受の概況】

正味収入保険料は、前事業年度に比べ 1,180 百万円増加し 3,047 百万円となりました。正味損害率は 43.6%となり、前事業年度に比べ 14.7 ポイント低下し、正味事業費率は 53.4%となり、前事業年度に比べ 13.2 ポイント低下しました。また、保険引受利益は 3 百万円（前事業年度は△811 百万円）となりました。

■決算の仕組み(単位:百万円)

保険引受収益3,048 正味収入保険料3,047 その他0	資産運用収益7 利息及び配当金収入0 有価証券売却益5 その他2 その他経常収益2	経常収益3,058 経常費用3,046 経常利益12			
		+			
保険引受費用2,254 正味支払保険金1,128 損害調査費200 諸手数料及び集金費836 支払備金繰入額7 責任準備金繰入額81	資産運用費用1 営業費及び一般管理費790 〔うち保険引受に係る〕789 その他経常費用0	特別損益0 法人税等△36 当期純利益48			
		+			
保険引受収益3,048	保険引受費用2,254	保険引受に係る営業費及び一般管理費789	その他収支-	=	保険引受利益3

【資産運用の概況】

当事業年度末の運用資産は、1,665 百万円であり、これを

- ①安全性の確保と流動性の保持に留意する。
- ②許容されるリスク量の範囲内でリスクテイキングな運用を行って、運用収益を最大限に確保する。
- ③中長期的に純資産価値の拡大を図って、その蓄積によって担保力を充実する。

という当社の資産運用基本方針（骨子）に沿って、定期預金、上場株式、上場投資信託を中心に運用いたしました。

対処すべき課題

当社が直面する環境は、海外旅行の回復と航空座席供給の増加、少子高齢化による人口動態の変化、円安・インフレ、および世界情勢の不確実性という複数の要因に大きく影響を受けています。これらに対応し、持続的な事業成長と市場シェアの拡大を達成するためには、以下の戦略的取り組みが必要と考えております。

①デジタルトランスフォーメーション（DX）推進（デジタル化の加速と利便性の追求）

デジタル技術を活用して、保険加入プロセスを最適化し、業務効率化を図り、AI、機械学習、RPAを導入して自動化を促進しデータ分析を通じた顧客ニーズの把握とサービス提供を目指してまいります。

② トップラインの拡大（顧客中心のサービスモデル）

顧客ニーズを深く理解し、データに基づいた的確なサービスを提供することで顧客満足度を高め、収益性の向上を図ると共に、未開拓市場への進出や新商品開発により市場シェアを拡大してまいります。

③持続的成長に向けた会社基盤の充実（ブランド信頼性の向上）

組織・ガバナンス態勢の整備、リスク管理態勢の強化、コンプライアンスの強化、人事戦略の最適化、および財務基盤の強化を通じて、会社のブランド信頼性と持続的な成長を支える強固な基盤を構築してまいります。

当社は、「人々をリスクから解放して幸せにする」というミッションのもと、世の中のためになる商品・サービスを提供し続け、「世界の人から選ばれる会社」になれるよう業務に邁進してまいります。

2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
正味収入保険料	4,457	26	183	1,866	3,047
経常収益	4,526	1,526	260	1,883	3,058
経常利益 (△は経常損失)	518	173	△663	△799	12
当期純利益 (△は当期純損失)	362	122	△1,015	△807	48
資本金の額 (発行済株式の総数)	1,612 (32,240 株)	1,612 (32,240 株)	1,612 (32,240 株)	1,612 (32,240 株)	1,612 (32,240 株)
純資産額	2,443	2,543	1,528	720	769
総資産額	5,288	3,601	2,631	2,426	2,776
責任準備金残高	2,008	904	925	944	1,025
貸付金残高	-	-	-	-	-
有価証券残高	150	150	250	-	-
単体ソルベンシー・マージン比率	1,061.2%	2,557.8%	2,076.3%	472.8%	346.0%
配当性向	4.4%	18.4%	-%	-%	-%
従業員数	74	63	54	53	60

3. 業務の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

①正味収入保険料

(単位：百万円)

種目 \ 年度	2021 年度			2022 年度			2023 年度		
		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %
火災	0	0.0	△123.8	-	-	△100.0	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	183	100.0	581.6	1,866	100.0	918.0	3,046	100.0	63.2
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	0	0.0	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	183	100.0	581.1	1,866	100.0	918.0	3,047	100.0	63.3

(注) 正味収入保険料 = 元受正味保険料 + 受再正味保険料 - 出再正味保険料

②元受正味保険料

(単位：百万円)

年度 種目	2021 年度			2022 年度			2023 年度		
		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	214	100.0	154.0	1,907	100.0	787.5	3,890	100.0	103.9
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	0	0.0	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	214	100.0	154.0	1,907	100.0	787.5	3,890	100.0	103.9

(注) 元受正味保険料 = 元受保険料 - (元受解約返戻金 + 元受その他返戻金)

③受再正味保険料

(単位：百万円)

年度 種目	2021 年度			2022 年度			2023 年度		
		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %
火災	0	100.0	△123.8	-	-	△100.0	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	0	100.0	△123.8	-	-	△100.0	-	-	-

(注) 受再正味保険料 = 受再保険料 - (受再解約返戻金 + 受再その他返戻金)

④支払再保険料

(単位：百万円)

年度 種目	2021 年度			2022 年度			2023 年度		
		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	31	100.0	△45.3	41	100.0	30.2	843	100.0	1,949.6
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	31	100.0	△45.3	41	100.0	30.2	843	100.0	1,949.6

(注) 支払再保険料 = 出再保険料 - (再保険返戻金 + その他再保険収入)

⑤解約返戻金

(単位：百万円)

年度 種目	2021 年度			2022 年度			2023 年度		
		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	2	100.0	△55.3	5	100.0	107.5	7	100.0	51.1
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	2	100.0	△55.3	5	100.0	107.5	7	100.0	51.1

(注) 解約返戻金 = 元受解約返戻金 + 受再解約返戻金

⑥保険引受利益

(単位：百万円)

種目	年度	2021 年度			2022 年度			2023 年度		
			構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %
火災		0	0.0	△785.4	-	-	△100.0	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		△719	100.0	△1,216.7	△811	100.0	12.7	19	539.0	△102.4
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	△15	△439.0	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		△720	100.0	△1,216.6	△811	100.0	12.7	3	100.0	△100.4

(注) 保険引受利益 = 保険引受収益 - 保険引受費用 - 保険引受に係る営業費および一般管理費 ± その他収支

⑦正味支払保険金・正味損害率

(単位：百万円)

種目	年度	2021 年度			2022 年度			2023 年度		
			構成比 %	損害率 %		構成比 %	損害率 %		構成比 %	損害率 %
火災		0	0.1	-	-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		115	99.9	144.3	919	100.0	58.3	1,128	100.0	43.6
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	0	0.0	94.8
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		115	100.0	144.4	919	100.0	58.3	1,128	100.0	43.6

(注) 1. 正味支払保険金 = 支払保険金 (元受正味 + 受再正味) - 出再正味保険金

2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

⑧元受正味保険金

(単位：百万円)

種目	2021 年度		2022 年度		2023 年度	
		構成比%		構成比%		構成比%
火災	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-
傷害	129	100.0	920	100.0	1,302	100.0
自動車	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	0	0.0
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-
合計	129	100.0	920	100.0	1,302	100.0

(注) 元受正味保険金 = 元受保険金 - 元受保険金戻入

⑨受再正味保険金

(単位：百万円)

種目	2021 年度		2022 年度		2023 年度	
		構成比%		構成比%		構成比%
火災	0	100.0	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-
傷害	-	-	-	-	-	-
自動車	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-
合計	0	100.0	-	-	-	-

(注) 受再正味保険金 = 受再保険金 - 受再保険金戻入

⑩回収再保険金

(単位：百万円)

種目	2021 年度		2022 年度		2023 年度	
		構成比%		構成比%		構成比%
火災	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-
傷害	13	100.0	1	100.0	173	100.0
自動車	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-
合計	13	100.0	1	100.0	173	100.0

(注) 回収再保険金 = 出再保険金 - 再保険金割戻

(2) 保険契約に関する指標等

①契約者配当金の額

該当ありません。

②正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位：%)

種目	2021 年度			2022 年度			2023 年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	144.3	335.9	480.2	58.3	66.6	124.9	43.6	52.9	96.5
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	94.8	1,664.1	1,759.0
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	144.4	335.9	480.3	58.3	66.6	124.9	43.6	53.4	97.0

- (注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
 2. 正味事業費率 = (諸手数料および集金費 + 保険引受に係る営業費および一般管理費) ÷ 正味収入保険料
 3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

③出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位：％)

種目 \ 年度	2021 年度			2022 年度			2023 年度		
	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	157.9	356.7	514.6	92.5	81.1	173.6	42.1	42.4	84.5
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	955.7	16,323.3	17,279.0
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	157.9	356.7	514.6	92.5	81.1	173.6	42.1	42.8	84.9

- (注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
3. 事業費率 = (支払諸手数料および集金費 + 保険引受に係る営業費および一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額
7. 長期医療および介護保険等の第3分野保険については、取扱いがないため内訳の記載を省略しています。

④国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分 \ 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
国内契約	100.0%	100.0%	100.0%
海外契約	-	-	-

⑤出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の 出再先に集中している割合
2022 年度	1 社	91.4%
2023 年度	5 社	98.2%

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象にしています。

⑥出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A 以上	BBB 以上	その他 (格付なし、不明等)	合計
2022 年度	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2023 年度	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(注) 特約再保険を 1,000 万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。格付区分は、以下の方法により区分しています。

<格付区分の方法>

①S&P 社の格付けを使用しています。A- 以上は「A 以上」に区分しています。

②S&P 社の格付けがない場合は AM Best 社の格付けを使用しています。この場合、A- 以上は「A 以上」、B++ および B+ は「BBB 以上」、B 未満は「その他 (格付なし・不明等)」に区分しています。

⑦未収再保険金の額

(単位：百万円)

種目計		2021 年度	2022 年度	2023 年度
1	年度開始時の未回収再保険金	0	1	0
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	13	1	173
3	当該年度回収額	11	3	110
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	1	0	63

(3) 経理に関する指標等

① 支払備金の額および責任準備金の額

・ 支払備金の額

(単位：百万円)

年度 種目	2021 年度			2022 年度			2023 年度		
		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	59	100.0	2.4	388	100.0	550.0	395	100.0	1.8
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	0	0.0	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	59	100.0	2.4	388	100.0	550.0	396	100.0	1.8

・ 責任準備金の額

(単位：百万円)

年度 種目	2021 年度			2022 年度			2023 年度		
		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %		構成比 %	増減率 %
火災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害	925	100.0	2.4	944	100.0	2.0	1,024	99.9	8.5
自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	0	0.1	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	925	100.0	2.4	944	100.0	2.0	1,025	100.0	8.6

② 責任準備金積立水準

当社にて取り扱う保険契約は、保険業法第3条5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式および積立率の記載をしておりません。

③引当金明細表

(単位：百万円)

区分		2021 年度 末残高	2022 年度 末残高	2023 年度 増加額	2023 年度減少額		2023 年度 末残高
					目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	-	-	-
	個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	-
	特別海外債権貸倒引当勘定	-	-	-	-	-	-
投資損失引当金		-	-	-	-	-	-
退職給付引当金		-	-	-	-	-	-
賞与引当金		6	15	24	15	-	24
価格変動準備金		1	0	0	-	-	0
合計		7	15	24	15	-	25

④貸付金償却の額

該当ありません。

⑤資本金等明細表（含む利益準備金および任意積立金）

(単位：百万円)

区分			2021 年度 期末残高	2022 年度 期末残高	2023 年度			
					増加額	減少額	期末残高	
資本金			1,612	1,612	-	-	1,612	
うち 既発行株式	普通株式		(32,240 株)	(32,240 株)	-	-	(32,240 株)	
			1,612	1,612	-	-	1,612	
	計		(32,240 株)	(32,240 株)	-	-	(32,240 株)	
			1,612	1,612	-	-	1,612	
資本準備金および その他資本剰余金			(資本準備金)	-	-	-	-	
			計	-	-	-	-	
利益準備金および 任意積立金			(利益準備金)	23	23	-	-	23
			(任意積立金)	-	-	-	-	-
			計	23	23	-	-	23

⑥損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ		すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法		○ 増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1 % ○ 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○ 増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額 ○ 経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の	2023 年度	30 百万円
減少額	2022 年度	14 百万円

⑦正味事業費（含む損害調査費）

（単位：百万円）

区分 \ 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
人件費	405	427	486
物件費	299	404	485
税金	2	12	18
火災予防拠出金および交通事故予防拠出金	-	-	-
契約者保護機構に対する負担金	-	-	-
諸手数料および集金費	57	566	836
合 計	764	1,411	1,827

（注）1. 金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費および一般管理費」ならびに「諸手数料および集金費」の合計額です。

2. 負担金は保険業法第 265 条の 33 の規定に基づく保険契約者保護機構負担金です。

⑧減価償却費および賃貸用不動産等減価償却明細表

2022 年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得価額	2022 年度償却額	償却累計額	2022 年度末残高	償却累計率
建物	66	5	10	55	% 16.4
営業用	66	5	10	55	16.4
賃貸用	-	-	-	-	-
その他の有形固定資産	39	3	30	5	76.4
合計	106	8	41	61	38.9

2023 年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得価額	2023 年度償却額	償却累計額	2023 年度末残高	償却累計率
建物	66	5	16	50	% 24.1
営業用	66	5	16	50	24.1
賃貸用	-	-	-	-	-
その他の有形固定資産	35	1	31	4	87.5
合計	102	6	47	55	46.2

(4) 資産運用に関する指標等

①資産運用の概況

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2021 年度末		2022 年度末		2023 年度末	
		構成比%		構成比%		構成比%
預貯金	1,946	74.0	1,582	65.2	1,615	58.2
コールローン	-	-	-	-	-	-
買現先勘定	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-
商品有価証券	-	-	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-	-	-
有価証券	250	9.5	-	-	-	-
貸付金	-	-	-	-	-	-
土地・建物	60	2.3	55	2.3	50	1.8
運用資産計	2,257	85.8	1,638	67.5	1,665	60.0
総資産	2,631	100.0	2,426	100.0	2,776	100.0

②利息配当収入の額および運用利回り

(単位：百万円)

区分	年度	2021 年度末		2022 年度末		2023 年度末	
			利回り%		利回り%		利回り%
預貯金		0	0.01	0	0.00	0	0.00
コールローン		-	-	-	-	-	-
買現先勘定		-	-	-	-	-	-
買入金銭債権		-	-	-	-	-	-
商品有価証券		-	-	-	-	-	-
金銭の信託		-	-	-	-	-	-
有価証券		0	0.23	8	4.01	0	2.80
貸付金		-	-	-	-	-	-
土地・建物		17	2.19	-	-	-	-
小計		17	0.71	8	0.46	0	0.03
その他		-	-	-	-	-	-
合計		17	-	8	-	0	-

③海外投融資残高および構成比

該当ありません。

④海外投融資利回り

該当ありません。

⑤商品有価証券の平均残高および売買高

該当ありません。

⑥保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

(単位：百万円)

区分	年度	2021 年度末		2022 年度末		2023 年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
国債		-	-	-	-	-	-
地方債		-	-	-	-	-	-
社債		200	80.0	-	-	-	-
株式		50	20.0	-	-	-	-
外国証券		-	-	-	-	-	-
その他の証券		-	-	-	-	-	-
合計		250	100.0	-	-	-	-

⑦保有有価証券利回り

(単位：％)

区分 \ 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
社債	0.2	-	-
株式	-	-	-
外国証券	-	-	-
その他の証券	-	-	-
合計	0.2	-	-

⑧有価証券の種類別の残存期間別残高

該当ありません。

⑨業種別保有株式の額

(単位：株、百万円)

区分 \ 年度	2021 年度末			2022 年度末			2023 年度末		
	株数	金額	構成比 %	株数	金額	構成比 %	株数	金額	構成比 %
サービス業	1,000	50	100.0	-	-	-	-	-	-
合計	1,000	50	100.0	-	-	-	-	-	-

⑩貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

⑪担保別貸付金残高

該当ありません。

⑫使途別の貸付金残高および構成比

該当ありません。

⑬業種別の貸付残高および貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑭規模別の貸付金残高および貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑮有形固定資産および有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

年度 区分		2021 年度末	2022 年度末	2023 年度末
土地		-	-	-
	営業用	-	-	-
	賃貸用	-	-	-
建物		60	55	50
	営業用	60	55	50
	賃貸用	-	-	-
建設仮勘定		-	-	-
	営業用	-	-	-
	賃貸用	-	-	-
合計		60	55	50
	営業用	60	55	50
	賃貸用	-	-	-
その他の有形固定資産		9	5	4
有形固定資産合計		69	61	55

(5) 特別勘定に関する指標等

①特別勘定資産残高

該当ありません。

②特別勘定資産

該当ありません。

③特別勘定の運用収支

該当ありません。

4. 責任準備金の残高の内訳

2022 年度

(単位：百万円)

種目 \ 内訳	普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻 積立金	契約者配当 準備金等	合計
火災	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-
傷害	444	500	-	-	944
自動車	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-
合計	444	500	-	-	944

2023 年度

(単位：百万円)

種目 \ 内訳	普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻 積立金	契約者配当 準備金等	合計
火災	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-
傷害	426	597	-	-	1,024
自動車	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-
その他	0	0	-	-	0
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-
合計	427	597	-	-	1,025

5. 期首時点支払備金（見積額）の当期末の状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故 に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故 に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2023 年度	391	406	17	△ 31
2022 年度	65	55	11	△ 1
2021 年度	64	68	10	△ 14

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
 2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 3. 当期把握見積り差額 = 期首支払備金 - (前期以前発生事故に係る当期支払保険金 + 前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表

①傷害

(単位：百万円)

事故発生年度		2019 年度			2020 年度			2021 年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
+ 累計 支払保険金 支払備金	事故発生年度末	1,572			62			105		
	1 年後	1,593	1.014	21	79	1.272	16	112	1.071	7
	2 年後	1,586	0.995	△7	82	1.039	3	108	0.967	△3
	3 年後	1,586	1.000	0	80	0.985	△1			
	4 年後	1,586	1.000	0						
最終損害見積り額		1,586			80			108		
累計保険金		1,586			80			108		
支払備金		-			-			0		

事故発生年度		2022 年度			2023 年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動
+ 累計 支払保険金 支払備金	事故発生年度末	1,232			1,322		
	1 年後	1,282	1.040	49			
	2 年後						
	3 年後						
	4 年後						
最終損害見積り額		1,282			1,322		
累計保険金		1,274			895		
支払備金		7			427		

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

②自動車

該当ありません。

③賠償責任

該当ありません。

IV 保険会社の運営

1. お客さま本位の業務運営に関する方針

お客さま本位の業務運営に関する方針

当社は、企業理念のもと、お客さまの最善の利益を追求し、お客さま本位の業務運営の確立と定着を推進するため、「お客さま本位の業務運営に関する方針」を定め本方針および取組状況を公表しています。
※本方針は、金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則（表1参照）」および消費者庁等で構成する消費者志向経営推進組織が呼びかける「消費者志向自主宣言」に対応したものととなります。

【企業理念】

当社は、リスクの補償といった従来の保険の枠を超えて、「人々をリスクから解放して幸せにする」という使命を掲げ、この理念に基づいた行動を通じて、安心で豊かな社会の発展に貢献し続け、世界の人から選ばれる会社を目指します。

ミッション (当社の使命)	人々をリスクから解放して幸せにする
ビジョン (当社の目指す方向性)	人々をリスクから解放して幸せにすることに貢献し、 「世界の人から選ばれる会社」を目指します。
バリュー (当社の大切にしている価値観)	・冒険と挑戦 その挑戦は夢中で追いかけられる冒険か。 ・スピードとアジリティ 直線的なスピードと、柔らかくしなやかなアジリティを持ち合わせているか。 ・バランスと倫理観 過ぎたるは猶及ばざるが如し。バランスと倫理観を持ったうえで、判断できているか。 ・明るく元気に 活気のあるところに人が集まる。どんな状況においても常にプラス思考で行動できているか。 ・データと顧客志向 データと向き合っているか。顧客本位の商品・サービスを提供できているか。

【基本方針】

当社は、企業理念のもと、お客さまの最善の利益を追求し、お客さま本位の業務運営の確立と定着を推進します。

1. お客さまの利益に資する商品・サービスの提供

- (1) お客さまの声を幅広く収集し、お客さまのニーズを踏まえて安全・安心に資する商品・サービスを開発、提供します。
- (2) デジタルを活用し、お客さまの利便性の高い商品・サービスを提供します。
- (3) お客さまの利益を害することがないよう利益相反管理基本方針を定め、そのおそれがある取引を適切に管理するとともに、保険募集、保険金支払い等に関する法令等の遵守を確保し、誠実・公正に業務を行います。

2. お客さまへの分かりやすい情報の提供

- (1) お客さまに分かりやすく情報を表示し、提供します。高齢のお客さまや障がいをお持ちのお客さまなど多様なお客さまに配慮します。
- (2) お客さまから寄せられた声や本方針の取組状況など、透明性をもって公式サイトで情報を公表します。

3. お客さま本位の業務運営の定着の推進

- (1) 定期的な社員教育を実施し、社員一人ひとりに企業理念を浸透させ、高い専門性と職業倫理の向上を図ります。
- (2) お客さまに適切な保険募集が行えるよう代理店の教育・指導を実施します。
- (3) 友人・知人等への推奨度合いを示す「NPS」※を指標とし、本方針の定着度合いを評価し、PDCA サイクルによりお客さま本位の業務運営の定着、向上を図ります。

※NPS®とは、当社商品を友人や知人にお薦めする可能性を 10（お薦めする）～0 点（お薦めしない）で質問し、10～9 点を回答したお客さまを推奨者、8～7 点を中立者、6～0 点を批判者として 3 つのセグメントに分類し、「推奨者の割合－批判者の割合」で算出した推奨度です。

注: NPS®は、ペイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、サトメトリックス・システムの登録商標です。

2024 年 7 月 31 日改定

掲載・更新年月日：2024 年 7 月 31 日

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

■金融事業者の名称：エイチ・エス損害保険株式会社

■取組方針掲載ページの URL：<https://www.hs-sonpo.co.jp/company/policy/fiduciaryduty.php>

■取組状況掲載ページの URL：<https://www.hs-sonpo.co.jp/company/csr/customer/fiduciaryduty/>

原 則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則 2	【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。	実施	1. お客さまの利益に資する商品・サービスの提供（1） 2. お客さまへの分かりやすい情報の提供（2） 3. お客さま本位の業務運営の定着の推進（1）・（2）・（3）	1. お客さまの利益に資する商品・サービスの提供（1） 2. お客さまへの分かりやすい情報の提供（2） 3. お客さま本位の業務運営の定着の推進（1）・（2）・（3）
	（注） 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	1. お客さまの利益に資する商品・サービスの提供（1） 2. お客さまへの分かりやすい情報の提供（2） 3. お客さま本位の業務運営の定着の推進（1）・（2）・（3）	1. お客さまの利益に資する商品・サービスの提供（1） 2. お客さまへの分かりやすい情報の提供（2） 3. お客さま本位の業務運営の定着の推進（1）・（2）・（3）
原則 3	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ	実施	1. お客さまの利益に資する商品・サービスの提供（3）	1. お客さまの利益に資する商品・サービスの提供（3）

		め策定すべきである。			
	(注)	金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。 ・販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合 ・販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合 ・同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合	実施	1. お客さまの利益に資する商品・サービスの提供（3）	1. お客さまの利益に資する商品・サービスの提供（3）
原則4		【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	非該当	お客さまから手数料をいただかないため非該当となります	お客さまから手数料をいただかないため非該当となります
原則5		【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	実施	1. お客さまの利益に資する商品・サービスの提供（2） 2. お客さまへの分かりやすい情報の提供（1）	1. お客さまの利益に資する商品・サービスの提供（2） 2. お客さまへの分かりやすい情報の提供（1）
	(注1)	重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由（顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む） ・顧客に販売・推奨等を	実施	2. お客さまへの分かりやすい情報の提供（1）	2. お客さまへの分かりやすい情報の提供（1）

		行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的内容（第三者から受け取る手数料等を含む）及びこれが取引又は業務に及ぼす影響			
	(注 2)	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである（(注 2)～(注 5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ）。	非該当	投資性商品の取扱いがないため非該当となります	投資性商品の取扱いがないため非該当となります
	(注 3)	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	2. お客さまへの分かりやすい情報の提供（1）	2. お客さまへの分かりやすい情報の提供（1）
	(注 4)	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように配意した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	非該当	投資性商品の取扱いがないため非該当となります	投資性商品の取扱いがないため非該当となります
	(注 5)	金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	2. お客さまへの分かりやすい情報の提供（1）	2. お客さまへの分かりやすい情報の提供（1）

原則 6	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。		実施	1. お客さまの利益に資する商品・サービスの提供（1） 2. お客さまへの分かりやすい情報の提供（1） 3. お客さま本位の業務運営の定着の推進（1）・（2）	1. お客さまの利益に資する商品・サービスの提供（1） 2. お客さまへの分かりやすい情報の提供（1） 3. お客さま本位の業務運営の定着の推進（1）・（2）
	(注 1)	金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。 ・顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと ・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容（手数料を含む）と比較しながら行うこと ・金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと	非該当	投資性商品の取扱いがないため非該当となります	投資性商品の取扱いがないため非該当となります
	(注 2)	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	非該当	投資性商品の取扱いがないため非該当となります	投資性商品の取扱いがないため非該当となります
	(注 3)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。	非該当	投資性商品の取扱いがないため非該当となります	投資性商品の取扱いがないため非該当となります
	(注 4)	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の	非該当	投資性商品の取扱いがないため非該当となります	投資性商品の取扱いがないため非該当となります

		販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。			
	(注5)	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	2. お客さまへの分かりやすい情報の提供(1) 3. お客さま本位の業務運営の定着の推進(1)	2. お客さまへの分かりやすい情報の提供(1) 3. お客さま本位の業務運営の定着の推進(1)
原則7	【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。		実施	3. お客さま本位の業務運営の定着の推進(1)・(2)	3. お客さま本位の業務運営の定着の推進(1)・(2)
	(注)	金融事業者は、各原則（これらに付されている注を含む）に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	3. お客さま本位の業務運営の定着の推進(1)・(2)	3. お客さま本位の業務運営の定着の推進(1)・(2)

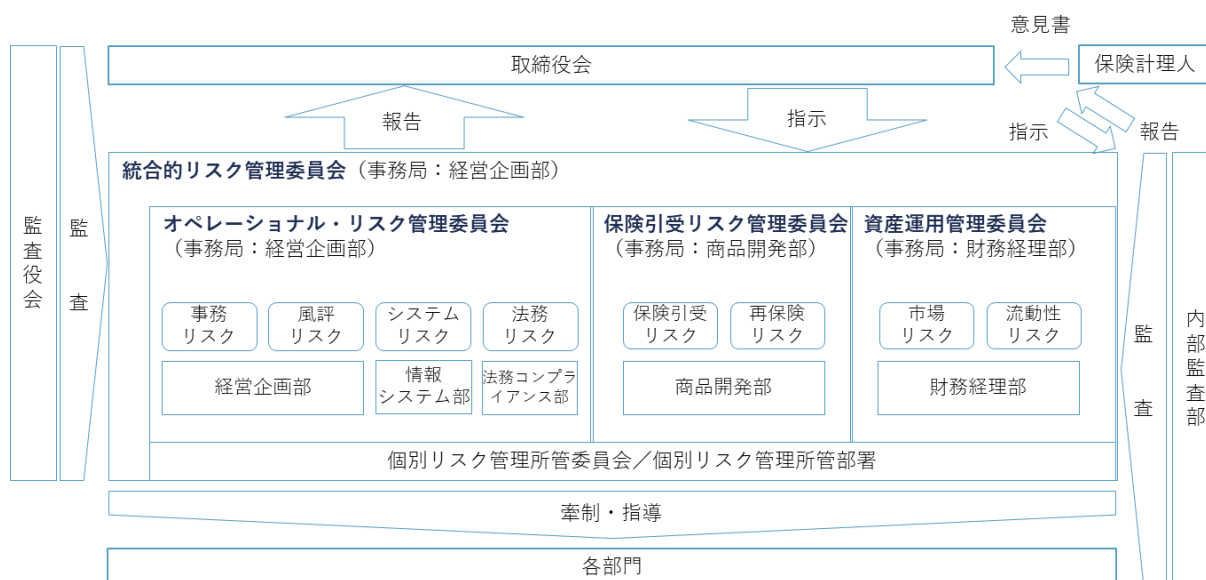
※原則4、原則5（注2）（注4）、原則6（注1）～（注4）は、当社は該当する取扱商品や取引形態がないことから方針の対象としておりません。

【照会先】
部署：経営企画部
連絡先：03-6327-2222

2. リスク管理態勢

当社は、損害保険事業を取り巻く多様なリスクを適切に管理するために、個別のリスクに関わる業務を所管する各部署（リスク管理担当部門）が、リスクごとに、その所在や特性を踏まえ管理を行うほか、当社が直面するリスク全体を統合的に管理するために、統合的リスク管理委員会を設置し、各リスク管理担当部門からの情報を組織横断的に把握・評価したうえで、総合的に対応する態勢を整えています。

これらのリスク管理態勢は、各リスク管理規程に基づき運営されています。



(1) オペレーショナル・リスク管理

①事務リスク

事務リスクとは、当社の役職員または代理店が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

事務リスクに対応するために、当社は、的確な事務処理の遂行に必要な社内規程・マニュアル等を整備するとともに、社員・代理店に対する教育を通じて事務取扱に関するルールを周知徹底していくこととしています。

②システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動等の不備が生じることや、コンピュータシステムが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、バックアップセンターの設置により、万一コンピュータシステムに不具合が生じた場合や災害が発生した場合の影響を最小限に抑えるとともに、セキュリティポリシー、セキュリティスタンダード等を整備し、コンピュータシステムに対するセキュリティ対策を実施しています。

(2) 保険引受リスク管理

①保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が、保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、引受基準に基づき保険契約を引き受けることや、損害率が予測していた水準内にあるか等について定期的に検証すること、さらに再保険契約により危険を分散することなどにより保険引受リスクを管理しています。

②再保険に関するリスク

当社は、主として集中リスクに起因する巨大損害の影響から経営の安定を確保するために、保有金額に限度額を設定し、その限度額を超える保険金支払責任について出再（再保険に出すこと）を行っています。

再保険カバーは、主としてロイズを始め欧州の再保険者から入手していますが、再保険者の選定にあつ

ては、外部格付機関の評価等により財務内容等出再先の健全性を確認し、万一の場合、再保険金の回収に支障をきたすことのないようにしています。

また、当社は、原則として受再（再保険を引き受けること）を行わないこととしています。

（３）資産運用リスク管理

①市場リスク

市場リスクとは、市場の相場変動に伴い当社が保有する資産の価値が減少することや、負債の特性に応じた資産管理を行えず不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなることにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、資産運用規程に基づき、市場の変動による価値減少リスクを極力排除しています。また、取扱商品は主として海外旅行保険であるため、多額の満期返戻金等を支払う必要がありません。したがって、現状では当社の市場リスクは極めて限定的ですが、資産の自己査定や資産運用状況の検証を定期的に行うとともに、市場動向の把握等を継続的に行うこととしています。

市場リスクの管理については、今後資産の規模の拡大や特性の多様化に応じて、随時見直しを行っていく予定です。

②流動性リスク

流動性リスクとは、大規模災害の発生に伴う巨額の保険金支払や多額の解約返戻金支払等により資金繰りが悪化し、不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなることや、市場の混乱等のために通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

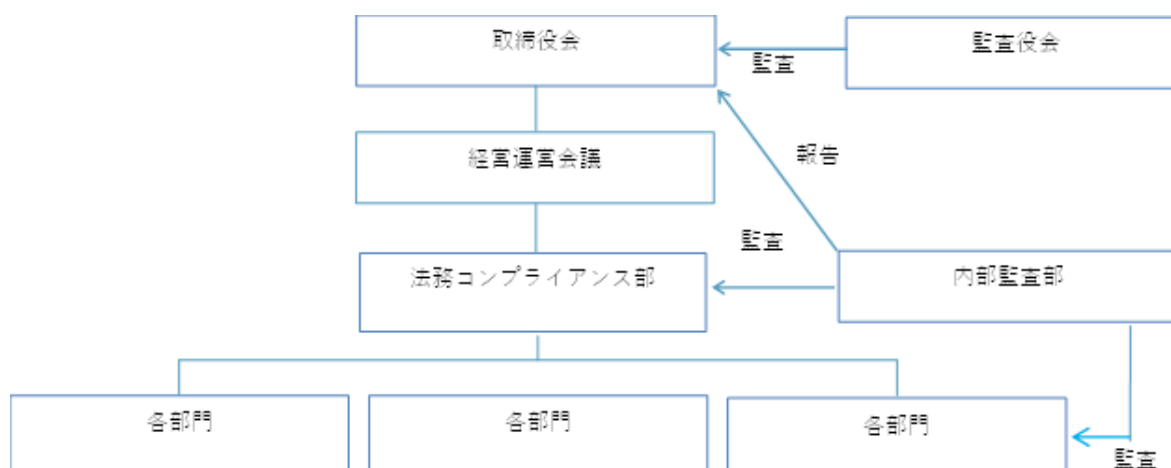
当社は、資金繰りの日常管理のほか、当社が出再する再保険者の財務内容の管理を主体として、流動性リスクを管理しています。

3. 法令等遵守の態勢

当社は、損害保険会社の公共性を踏まえ、法令や業務上の諸規則等を遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることがお客さまからの信頼を確立するために重要であると認識し、法令等遵守（コンプライアンス）を経営の基本的かつ最重要の課題と位置付け、コンプライアンスに関する基本事項を定めたコンプライアンス基本方針を策定し、これを具体化したコンプライアンス規程、および当社が目指す方向と役職員の判断基準を示した倫理行動規範を定めています。

法令等遵守（コンプライアンス）態勢を実現するための具体的な取組みにあたっては、コンプライアンスに関する統括部門として法務コンプライアンス部を設置し、法務コンプライアンス部がコンプライアンスに関する各種施策の立案、推進等の役割を担っています。各部門におけるコンプライアンス施策は、それぞれの部門長が責任者となって、部門のコンプライアンス施策を立案、推進する態勢を敷き、必要に応じて、法務コンプライアンス部がけん制および支援することにより全社的なコンプライアンス態勢を構築しています。

取締役会は、コンプライアンス推進の実行プランである「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定させ、各部門は、この「コンプライアンス・プログラム」に従いコンプライアンス態勢の構築を進めています。また、経営運営会議をコンプライアンス態勢の構築と確保を主導する役割を負う機関として位置付け、各種コンプライアンス課題の決議および施策等の推進を行っています。



法令等遵守（コンプライアンス）基本方針

1. 当社は、法令等遵守態勢の整備・確立が保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するための最重要課題の一つであり、そのため、経営陣には法令等遵守態勢の整備・確立のための基本方針を策定し組織体制の整備を行う等、業務全般にわたり態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任があることを明確にするため、本方針を定めます。
2. 損害保険会社として、常に高い公共性と社会的責任を求められていることを強く認識し、法令等遵守（コンプライアンス）を前提とした自律の責任による公正かつ公平な業務運営を通じて社会の期待と信頼に応えてまいります。
3. 法令等遵守（コンプライアンス）を広義に捉え、法令・企業倫理・社会規範を包含したコンプライアンスを基礎に適正な企業活動を行ってまいります。
4. 顧客の保護の観点から、法令等遵守（コンプライアンス）を基礎に据え、顧客ニーズに沿った質の高い商品・サービスの提供を行ってまいります。
5. 顧客・株主・取引先・職員その他地域とのコミュニケーションを拡げ、企業情報の適正かつ積極的な開示に努めてまいります。
6. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、また、これらから圧力を受けた場合は断固とした対応をとってまいります。

4. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性

当社において取り扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第2号に掲げる保険に係る保険契約には該当するものの、保険期間が1年以下のため、負債十分性テスト、ストレステストは行っておりません。ただし、責任準備金については、適正に積み立てられていることを確認しています。

5. 社外・社内の監査・検査態勢

(1) 社外の監査・検査

当社は、会計監査人に EY 新日本有限責任監査法人を選任しており、同法人は当社に会計監査を実施しています。また、保険業法に基づいて、金融庁および財務省財務局が実施する検査を受けることになっております。

(2) 社内の監査

当社は、監査役および監査役会が取締役の職務の執行、会社全般の業務運営、内部統制システムの整備および会計監査人による監査の適正性について監査にあたっています。また、これら法定の監査体制に加え、社長直轄の組織である内部監査部門を設け、当社の経営諸活動に関する内部管理態勢等の適切性、有効性について検証しています。

6. コーポレートガバナンスの態勢

当社は、常に変化し続ける経営環境の中で、高い公共性と社会性を有する損害保険事業を適切に運営していくために、透明性と健全性を確保し、かつ迅速な意思決定の態勢を構築することに努めています。なお、コーポレートガバナンスの態勢は次のとおりです。

①取締役会・監査役会

取締役会は、常勤取締役4名、非常勤取締役2名の計6名（任期1年）で構成しています。監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成しています。社外監査役と当社との間には、特別な利害関係はありません。

②経営運営会議・委員会

意思決定を効率化するために、取締役会のもとに経営運営会議や各委員会を設けています。

経営運営会議は取締役、執行役員、常勤監査役およびオブザーバーで構成し、経営に関する重要事項全般（ただし、各委員会で所管する事項を除く。）について決議しています。

各委員会は、経営に関する重要事項のうち、それぞれが所管する事項を決議しており、社長および所管事項の担当執行役員のほか、関連部門の長によりそれぞれ構成しています。さらに統合的リスク管理委員会にはそれぞれ個別のリスク管理委員会を設置し、より実務に近いレベルでの議論を行うことにより、委員会の機能強化を図っております。

各委員会には、いずれも常勤監査役および内部監査部門の長が出席して、必要に応じて適宜発言を行うとともに、会議の運営状況を確認しています。

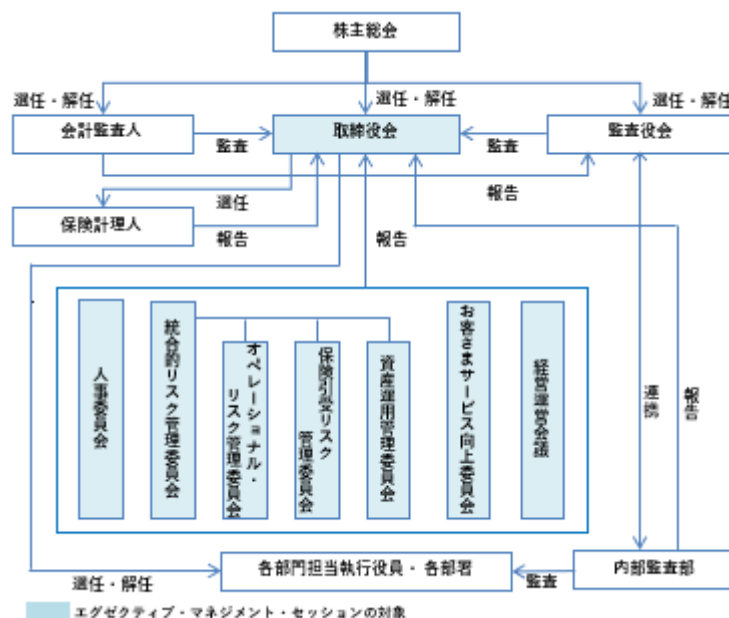
③エグゼクティブ・マネジメント・セッション

エグゼクティブ・マネジメント・セッションは、経営環境に対する迅速な対処とインキュベーター準備の役割を果たし、権限のある業務執行取締役の意思決定の透明性と合理性をも確保するために、取締役社長を主宰者とし常勤取締役を構成員として、開催しています。

ここでは、業務執行取締役の業務執行状況に関する定例的かつ迅速な情報収集および意見交換、経営課題

および経営施策に関する迅速な情報収集および意見交換、職務権限内の業務執行決定に資する情報収集および意見交換が行われております。

なお、このセッション自体は決定権を持っておらず、案件の内容に応じて、主宰者または構成員が自らの権限の行使として決定するか、社内規程に従い、主宰者または構成員が、取締役会、経営運営会議または各種委員会に付議するよう指示するという取扱いになります。



7. 内部統制システムの構築に関する基本方針

内部統制システム構築に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、適切な内部統制システムを構築することが、取締役会の重要な責務であることを確認し、取締役会において下記のとおり「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議します。

1. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「法令等遵守基本方針」および「倫理行動規範」をはじめとするコンプライアンスに関する規程の整備を推進するとともにコンプライアンス体制の構築と確保に積極的に取り組みます。
- (2) コンプライアンス統括部門の設置などの組織体制を整備し、コンプライアンス推進の役割と責任を明確にします。
- (3) コンプライアンス・プログラム（実践計画）に従った全社コンプライアンス推進のための施策を実行します。
- (4) 内部監査体制の重要性に鑑みその充実化を図り、コンプライアンスの適合性を検証し、その結果を取締役会へ報告します。
- (5) 不祥事件等の発生について社内の報告、調査等の制度を整備し、その対処、是正、届出、再発防止を適切に行います。
- (6) 「利益相反管理基本方針」および「利益相反管理基本規程」を整備し、利益相反等の顧客の利益が不当に害されるおそれがある取引を適切に管理します。
- (7) 「反社会的勢力に対する基本方針」および「反社会的勢力に対する対応基本規程」を策定し、反社会的勢力との関係遮断、反社会的勢力に対応する態勢を整備します。
- (8) 違法行為等の早期発見および未然防止を図るために内部通報制度（コンプライアンス・ヘルプライン）

を設けます。

2. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等をはじめとする情報管理に関する規程を定め、重要な会議の議事録等取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理について適切に行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

- (1) 当社の業務執行において経営に重大な影響をおよぼすおそれのある保険引受リスク、資産運用リスク、オペレーショナル・リスク等のリスクを統合的に管理するため「統合的リスク管理方針」および「統合的リスク管理規程」等の整備を行います。
- (2) リスク管理体制を確保するために統合的リスク管理委員会を設置し、当社が抱えるリスク状況の把握とその評価、制御等の全社的リスク管理を行い、その実施状況を取締役会に報告します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、組織に関する規程において「組織規程」「職務権限規程」「職務分掌規程」等の社内規程を定め、職務の執行を効率的に行うために適切な体制を整備、確保します。
- (2) 執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能および監督機能を強化し、その業務執行責任の明確化を図ります。
- (3) 執行役員等で構成する経営運営会議を設置し、各部門の重要な執行案件等について、協議を行いまたは報告を受けます。
- (4) 取締役会を原則月1回開催し、十分な情報をもとに経営論議を深め、所管事項について適切な審議を経て決定を行いまたは報告を受けます。

5. 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役、執行役員および使用人から直接監査役へ経営上大きな影響がおよぶおそれのある事実、不正行為、および法令や定款に違反する行為等があった場合は、速やかに報告します。
- (2) 子会社の役員および使用人が、当社の経営上大きな影響がおよぶおそれのある事実、不正行為、および法令や定款に違反する行為等を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備します。
- (3) 当社および子会社において、監査役に(1)または(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱を受けることがないよう、必要な体制を整備します。
- (4) 取締役、執行役員および使用人は、内部通報制度を利用して受理した事項ならびに法令および定款に定められた事項のほか、監査役から求められた事項について速やかに監査役に報告します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その組織・要員を確保します。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合は、他の取締役等からの指揮命令を受けずに監査役および監査役会の直属の使用人を配置します。
- (2) 当社は、当該使用人の人事考課、および懲戒処分は、監査役の同意を得たうえで行います。

8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会、経営運営会議、各リスク管理委員会等、社内重要会議等への出席を通して、取締役、執行役員および使用人との意見交換の場を確保します。
- (2) 監査役は、随時稟議書、内部監査報告書等必要と認める社内文書等を閲覧します。
- (3) 当社は、内部監査部門等からの監査の結果を定期的に監査役に報告させるとともに、内部監査結果について監査役との間で協議および意見交換を行い緊密な連携を図ります。

- (4) 当社は、監査役の職務執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要なことを証明したときを除き、これを支払うものとします。

9. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、「子会社管理規程」を策定し、子会社担当執行役員、担当部署を設置し、子会社からの子会社の業務執行および事業状況を報告させる体制を整備します。
- (2) 当社内部監査部門は、子会社の内部統制システムが有効に機能しているかについて個別に検証を行い、必要と認められる場合には助言・勧告を行います。
- (3) 当社は、「グループ内取引に係る基本方針」および「グループ内取引管理規程」を策定し、当社および子会社がグループ経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を当該子会社と審議・検討のうえ、取締役会において決議または報告を行います。

8. プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）

当社は、常にお客さまからご信頼いただける保険会社を目指し、お客さまの個人情報の取扱いに関する方針を「プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）」として定め、お客さまからお預かりした大切な情報を適切に管理し、お客さまのプライバシーの保護に努めています。

プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）」その他の法令ガイドラインおよび一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。また、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直しを行い、改善いたします。

*このプライバシーポリシーにおける「個人情報」および「個人データ」とは、個人番号および特定個人情報を除くものをいいます。

1. 当社の名称・住所・代表者の氏名

エイチ・エス損害保険株式会社

〒104-0053 東京都中央区晴海 4-7-4 CROSS DOCK HARUMI 5F-A

代表取締役社長 堤信博

2. 個人情報の取得・利用

- (1) 当社は、業務上必要な範囲内で、適法、かつ公正な手段により個人情報を取得・利用します。
- (2) 当社は、保険契約申込書、保険金請求書、その他関係書類、当社ウェブサイト上にお客さまが入力した情報、アンケート、お客さまから送付されたメール等、または事故連絡、各種お問い合わせ、ご相談等から個人情報を取得します。また、お客さまとの通話に際して、内容を正確に記録するため、通話内容を録音させていただくことがあります。

3. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の各号の目的および下記7、8、9に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます）に必要な範囲を超えて利用しません。また、利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的

に定め、ホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- (1)当社が取り扱う商品の販売・サービスのご案内・提供（契約の引受審査、維持・管理、保険については日本国内および海外で行う損害調査業務およびサービスのご案内・提供を含みます）を行うため。
- (2)当社のグループ会社・提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内のため。
- (3)他の事業者から個人情報（個人データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。
- (4)各種イベント・キャンペーン等のご案内、各種情報の提供のため。
- (5)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求のため（海外の再保険会社との取引を含みます）。
- (6)市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品・サービスの開発・研究のため。
- (7)当社または当社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施のため。
- (8)お問合せ・依頼等への対応のため。
- (9)当社の代理店委託・管理、職員の採用・雇用管理等に関する業務のため。
- (10)当社が取得したお客さまの属性情報・行動履歴等を当社取扱商品・サービスの改善、新規開発、広告配信等に活用するため。※1 ※2

※1 ウェブサイトの提供者が訪問者の情報をコンピュータやアプリケーションソフト上で記録管理する技術を「クッキー（cookie）」といい、当社のウェブサイトではお客さまへ最適なサイトやコンテンツを提供するための閲覧状況の統計的な把握、サービスの提供・向上等の事業活動、および広告配信等を目的としてクッキー（cookie）を使用します。

※2 当社以外の第三者から取得したお客さまの属性情報・行動履歴等を当社が既に保有しているお客さまの個人情報と紐づけて上記に掲げる利用目的の範囲内で利用する場合があります（この場合には、お客さまからあらかじめ同意を取得します）。

- (11)その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第18条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

4. 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

- (1)当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合（海外にある委託先を含みます）※1
- ・再保険手続きを行う場合（海外にある再保険会社との取引を含みます）※2

※1 海外にある委託先に個人データを提供する場合については、下記「17. 海外における個人情報の取扱いの委託」をご覧ください。

※2 再保険は保険引受リスクの分散等の観点から行うものであり、保険引受および個人データの提供について、ご本人の同意をいただく時点においては、最終的にどの再保険会社に再保険するか確定していないため、当該再保険会社等が講じる個人データの安全管理措置や、移転先の国名が特定できません。ただし、当社が再保険する海外再保険会社等の所在国は以下の一覧の範囲内です。

再保険会社等の所在国一覧

EU 域内、英国、シンガポール共和国

当該国の個人情報保護制度等

個人情報保護委員会が公表している外国における個人情報の保護に関する制度等の調査をご確認ください（以下リンク先の「外国における個人情報の保護に関する制度等の調査」）。

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku>

- ・当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記「7. グループ会社・提携先企業と

の共同利用」をご覧ください)

・損害保険会社等の間で共同利用を行う場合(下記「8. 情報交換制度等」をご覧ください)

(2)当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等)について記録し、個人データを第三者から取得する場合(個人関連情報を個人データとして取得する場合を含みます)には当該取得に関する事項(いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等)について確認・記録します。

5. 個人関連情報の第三者への提供

- (1)当社は、法令で定める場合を除き、第三者がクッキー(cookie)等の個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、当該第三者が個人関連情報のご本人から同意を得ていることを確認せずに、個人関連情報を提供しません。
- (2)当社は、法令で定める場合を除き、前号の確認に基づき個人関連情報を第三者に提供した場合には、当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先に、どのような個人関連情報を提供したか、どのように第三者がご本人の同意を得たか等)について確認・記録します。

6. 個人データの取扱いの委託

- (1)当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
- (2)当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています(エについては、下記「11. 特定個人情報の取扱い」の個人番号および特定個人情報を含みます)。
- ア 保険契約の募集に関わる業務
 - イ 損害調査に関わる業務(海外における業務を含みます)
 - ウ 情報システムの保守・運用に関わる業務
 - エ 個人番号関係事務に関わる業務

7. グループ会社・提携先企業との共同利用

当社および当社のグループ会社・提携先企業は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用することがあります。

- (1)個人データの項目
住所、氏名、電話番号・電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された、またはウェブサイト上に入力された情報、クッキー(cookie)情報、その他サービス利用実績
- (2)管理責任者
当社(当社の住所および代表者については上記「1. 当社の名称・住所・代表者の氏名」をご覧ください)
- (3)共同利用を行うグループ会社・提携先企業
下記「19. 会社一覧」をご覧ください。

8. 情報交換制度等

(1)損保業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページまたは損害保険料率算出機構のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス

一般社団法人日本損害保険協会：<https://www.sonpo.or.jp/>

損害保険料率算出機構：<https://www.giroj.or.jp/>

(2)代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス：<https://www.sonpo.or.jp/>

9. 信用情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第 53 条の 9 に基づき、信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます）から提供を受けた情報であって、ご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

10. センシティブ情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第 57 条第 1 項各号もしくは施行規則第 6 条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます）を、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

11. 特定個人情報の取扱い

当社は、個人番号および特定個人情報を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記 7、8 の共同利用も行いません。

個人番号および特定個人情報の取扱いについては、このほか、6、13、14、15、16 をご覧ください。

12. ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店もしくは営業店、または下記の「18. お問い合わせ窓口」まで、また、事故に関するご照会については、「保険金支払に関するお問い合わせ」先、または下記の「18. お問い合わせ窓口」まで、お問い合わせください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

13. 個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号、特定個人情報および第三者提供記録に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号、特定個人情報および第三者提供記録に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記の「18. お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

14. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データ、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データ、個人番号および特定個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。安全管理措置については別途「個人情報保護規程」等の社

内規程において具体的に定めており、主な内容は次のとおりです。

(1)基本方針の策定

個人データ等の適正な取扱いを行うため、「関係法令等の遵守」、「質問および苦情処理の窓口」等についてプライバシーポリシーを策定しています。

(2)個人データ等の取扱いに係る規律の整備

取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について「個人情報保護規程」等の社内規程を策定しています。

(3)組織的安全管理措置

- ・個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業員および当該従業員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違反している事実を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。
- ・個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。

(4)人的安全管理措置

- ・個人データの取扱いに関する留意事項について、役職員に定期的な研修を実施しています。
- ・個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。

(5)物理的安全管理措置

- ・事業所内への役職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。
- ・個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

(6)技術的安全管理措置

- ・アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。
- ・個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

(7)委託先の監督

個人データの取扱いを委託する場合には、個人データを適正に取り扱っている者を選定し、委託先における安全管理措置の実施を確保するため、外部委託に係る取扱規程を整備し、定期的に見直しています。

安全管理措置に関するご質問については、下記「18. お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

15. 匿名加工情報の取扱い

(1)匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

(2)匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

16. 仮名加工情報の作成・利用について

(1) 仮名加工情報の作成

当社は、仮名加工情報（法令に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除した記述・個人識別符号や具体的に選択された加工方法に関する情報（削除情報等）の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・当社において仮名加工情報を作成するときは、その利用目的を公表し、その目的の範囲で利用するものとし、利用の必要がなくなった場合は遅滞なくこれを消去します。
- ・当社において仮名加工情報を作成・利用する場合においては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために当該仮名加工情報を他の情報と照合しません。

17. 海外における個人情報の取扱いの委託

当社は、個人データの取扱いを海外にある外部に委託するにあたっては、以下の安全管理措置を講じるとともに、個人情報保護法で求められる、委託先における個人データの安全管理措置に相当する措置（以下、相当措置といいます）を義務付けた委託契約を委託先との間で締結します。

(1) 以下の項目について年に1回、定期的に書面等により確認を行います。

ア 移転先の第三者による相当措置の実施状況

イ 移転先の第三者の所在する外国における相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無

(2) 相当措置の実施に支障が生じた際には、是正を求め、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、当該個人データの提供を停止します。

(3) 委託契約では、委託契約の範囲内で個人データを取り扱う旨、必要かつ適切な安全管理措置を講じる旨、従業員に対する必要かつ適切な監督を行う旨、再委託が必要な場合の事前承諾、個人データの第三者提供の禁止等を定めます。

18. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報、個人番号、特定個人情報、匿名加工情報および仮名加工情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応します。

当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止など、自主的に利用停止等に応じます。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関する連絡は対象とはなりません。

当社の個人情報、個人番号、特定個人情報、匿名加工情報および仮名加工情報の取扱いや、保有個人情報、個人番号、特定個人情報、匿名加工情報および仮名加工情報に関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

<https://www.hs-sonpo.co.jp/contact/>

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報、個人番号、特定個人情報、匿名加工情報および仮名加工情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京）

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-105 ワテラスアネックス 7 階

電話 03-3255-1470

受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土日祝祭日および年末年始を除く）

ホームページアドレス：<https://www.sonpo.or.jp/>

19. 会社一覧（2023 年 11 月 1 日現在）

「7. グループ会社・提携先企業との共同利用」における当社グループ会社は次のとおりです。

株式会社エイチ・アイ・エス、株式会社クオリタ、株式会社エイチ・アイ・エス沖縄、株式会社ナンバーワントラベル渋谷、株式会社クルーズプラネット、株式会社欧州エクスプレス、株式会社ツアー・ウェーブ、株式会社ジャパンホリデートラベル、九州産交グループ、株式会社エージーティ、株式会社ラグーナテンボス、H.I.S.ホテルホールディングス株式会社、変な商社株式会社、H.I.S.Mobile 株式会社、H.I.S.不動産株式会社、株式会社地域創生 LAB

9. 反社会的勢力の排除のための基本方針

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定め、反社会的勢力との関係を遮断し排除するとともに、役職員一同がこれを遵守することにより、当社に対する公共の信頼を維持し、当社の業務の適切性と安全性の確保に努めます。

1. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係を遮断します。

2. 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、経営陣以下組織全体で対応するとともに、これに対応する役職員の安全を確保します。

3. 外部専門機関との連携

反社会的勢力に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携をはかります。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、これを毅然と拒絶するとともに、民事および刑事の両面からの法的対抗手段を講じます。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対しては、いかなる理由があっても裏取引や資金の提供などは絶対に行いません。

10. 利益相反管理の基本方針

利益相反管理基本方針

エイチ・エス損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社または当社のグループ金融機関等（以下総称して「当社グループ」といいます。）が行う保険関連業務に係る取引において、お客様の利益が不当に害されることがないように、法令等の定めに従い以下の通り利益相反管理基本方針を定め、適正な業務遂行に努めます。

1. 対象取引およびその特定

利益相反とは、当社グループとお客様の間または当社グループのお客様相互の間で利益が相反する状況をいいます。

本方針が対象とする「利益相反のおそれのある取引」とは、当社グループが行う保険関連業務に係る取引のうち、利益相反を生ずることにより、お客様の利益を不当に害するおそれがある取引をいいます。

対象取引に該当するか否かについては、当社グループ内各社の個別状況を考慮し、かつ当該取引の個別事情等を総合的に検討し、決定します。

2. 利益相反の管理方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合は、次に掲げる方法やその他の方法等により、当該お客様の保護を適正に確保すべく対象取引を管理します。

- ・ 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- ・ 対象取引または当該お客様との取引の条件または方法を変更する方法
- ・ 対象取引または当該お客様との取引を中止する方法
- ・ 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示し同意を取得する方法

3. 利益相反管理体制の整備

当社は、営業部門から独立した利益相反管理統括部署および利益相反管理統括者を設置し、利益相反のおそれのある取引の管理に必要な情報の収集を行う等、利益相反取引を一元的に適切に管理し、同時に当社の役職員に対して本方針の周知徹底をはかります。

また、利益相反管理態勢の整備状況等の検証については、内部監査部門が定期的に監査を実施します。

4. 利益相反管理の対象とする会社の範囲

当社のほか、以下に該当する当社グループの金融機関等を管理の対象とします。

- ・ 当社の親金融機関等（現在ありません）
- ・ 当社の子金融機関等（現在ありません）

（注）保険業法第100条の2の2をご参照ください。

V 財産の状況

1. 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2022 年度	2023 年度	科目	2022 年度	2023 年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	1,582	1,615	保険契約準備金	1,333	1,421
有形固定資産	61	55	支払備金	388	396
建物	55	50	責任準備金	944	1,025
その他の有形固定資産	5	4	その他負債	356	561
無形固定資産	354	411	再保険借	-	73
ソフトウェア	180	287	外国再保険借	22	23
ソフトウェア仮勘定	173	123	未払法人税等	11	28
その他の無形固定資産	0	0	預り金	2	2
その他資産	427	641	未払金	64	61
代理店貸	186	103	仮受金	255	371
再保険貸	0	63	賞与引当金	15	24
未収金	98	312	価格変動準備金	0	0
未収収益	0	0	負債の部合計	1,705	2,007
預託金	24	21	(純資産の部)		
仮払金	87	110	資本金	1,612	1,612
前払費用	29	28	利益剰余金	△891	△842
長期前払費用	0	-	利益準備金	23	23
繰延税金資産	-	53	繰越利益剰余金	△915	△866
			株主資本合計	720	769
			純資産の部合計	720	769
資産の部合計	2,426	2,776	負債及び純資産の部合計	2,426	2,776

貸借対照表に関する注記

- 有価証券の評価基準および評価方法は、次のとおりとしています。
 その他有価証券・・・売却原価の算定は移動平均法によっております。
- 有形固定資産の減価償却の方法は、次のとおりとしています。
 - 建物および建物付属設備・・・定額法
 - 上記以外の有形固定資産・・・定率法
 なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っています。
- 無形固定資産の減価償却の方法は、次のとおりとしています。
 - ソフトウェア・・・利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。
- 外貨建資産等の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠しています。
- 貸倒引当金は債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき計上しています。また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産を所轄する部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した内部監査部が査定結果を確認しており、その査定結果に基づいて引当を行っています。

6. 賞与引当金は役員および従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
7. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しています。
8. 保険契約に関する会計処理
保険料、支払備金および責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。
9. 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
10. 会計上の見積りに関する事項
 - ① 繰延税金資産の回収可能性
 - (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 53百万円
 - (2) その他の情報
 - a. 算出方法
繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のものおよび将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲で認識しております。
課税所得が生じる可能性の判断については、将来計画を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。
 - b. 主要な仮定および翌事業年度の計算書類に与える影響等
当事業年度末における繰延税金資産の回収可能性の判断にあたって、将来の課税所得の見積りは、当社の将来計画を基礎としており、将来計画にはアフターコロナにおける海外旅行需要の回復を主要な仮定として織り込んでおります。
ただし、これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、税制改正により、実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。
11. 金融商品の状況に関する事項は、次のとおりです。
 - ① 資産運用方針
安全性の確保および流動性を保ちつつ、許容されるリスク量の範囲内でリスクをとった運用を行うことにより運用収益を最大限確保し、中長期的に純資産価値の拡大を図り、これを蓄積することによって担保力を充実することを基本方針としております。
 - ② 運用資産の内容およびそのリスク
資産運用方針に基づき、具体的には預貯金、有価証券、により資産運用を行っております。有価証券はその他目的として株式に投資しております。
有価証券は主なリスクとして、市場リスクおよび信用リスクにさらされております。また、再保険貸および未収金については信用リスクにさらされております。
 - ③ リスク管理態勢
資産運用関連リスク管理規程に従い、市場リスクについては、ポートフォリオの状況その他一定の事項を定期的に測定することにより管理しております。信用リスクについては、保有する有価証券の信用格付を確認し定期的に把握することにより管理しております。また、預貯金、再保険貸および未収金の信用リスクについては、自己査定により格付確認等を行い、リスクを確認しております。
 - ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
12. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は、現金及び預貯金、代理店貸、再保険貸、未収金、再保険借、外国再保険借および未払金は、主に短期間で決済される予定であり、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。
(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
(資産)						
現金及び預貯金	1,615	-	-	-	-	-
代理店貸	103	-	-	-	-	-
再保険貸	63	-	-	-	-	-
未収金	312	-	-	-	-	-
合計	2,095	-	-	-	-	-
(負債)						
再保険借	73	-	-	-	-	-
外国再保険借	23	-	-	-	-	-
未払金	61	-	-	-	-	-
合計	158	-	-	-	-	-

13. 有形固定資産の減価償却累計額は 47 百万円です。
14. 関係会社に対する金銭債務の総額は 157 百万円です。
15. ①繰延税金資産の総額は 870 百万円で、繰延税金負債はありません。また、繰延税金資産から評価性引当額として 816 百万円を控除しております。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は繰越欠損金 686 百万円、異常危険準備金 167 百万円であります。評価性引当額の主な原因別内訳は繰越欠損金 645 百万円です。また、評価性引当額の前期からの主な変動要因は繰越欠損金に関する評価性引当額の 57 百万円の減少です。

税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次のとおりです。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (※1)	-	-	-	-	-	686	686
評価性引当額	-	-	-	-	-	△645	△645
繰延税金資産	-	-	-	-	-	41	(※2) 41

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(※2) 税務上の繰越欠損金 686 百万円 (法定実効税率を乗じた額) について、繰延税金資産 41 百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分の評価性引当額を認識しておりません。

- ②当期における法定実効税率は 28.0%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、評価性引当額の 331.6%減少、税額控除の 24.9%減少、住民税均等割の 18.6%増加、交際費等永久に損金に算入されない項目の 12.7%増加であります。

16. 支払備金の内訳は、次のとおりです。

支払備金 (出再支払備金控除前)	489 百万円
同上に係る出再支払備金	93 百万円
差 引	396 百万円

17. 責任準備金の内訳は、次のとおりです。

普通責任準備金 (出再責任準備金控除前)	534 百万円
同上に係る出再責任準備金	106 百万円
差 引 (イ)	427 百万円
その他の責任準備金 (ロ)	597 百万円
計 (イ + ロ)	1,025 百万円

18. 1 株当たりの純資産額は 23,858 円 99 銭です。

19. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	2022 年度	2023 年度
経常収益	1,883	3,058
保険引受収益	1,866	3,048
正味収入保険料	1,866	3,047
為替差益	0	0
資産運用収益	10	7
利息及び配当金収入	1	0
有価証券売却益	8	5
為替差益	1	2
その他経常収益	5	2
経常費用	2,682	3,046
保険引受費用	2,003	2,254
正味支払保険金	919	1,128
損害調査費	169	200
諸手数料及び集金費	566	836
支払備金繰入額	329	7
責任準備金繰入額	18	81
資産運用費用	0	1
有価証券売却損	0	1
営業費及び一般管理費	679	790
その他経常費用	0	0
経常利益 (△は経常損失)	△799	12
特別利益	1	0
価格変動準備金戻入額	0	-
その他特別利益	0	0
特別損失	6	0
固定資産処分損	4	0
価格変動準備金繰入額	-	0
その他特別損失	2	-
税引前当期純利益 (△は税引前当期純損失)	△805	12
法人税及び住民税	2	17
法人税等調整額	-	△53
法人税等合計	2	△36
当期純利益 (△は当期純損失)	△807	48

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引による収益総額は 273 百万円、費用総額は 1,310 百万円です。

2. 正味収入保険料の内訳は、次のとおりです。

収入保険料	3,890 百万円
支払再保険料	843 百万円
差引	3,047 百万円

3. 正味支払保険金の内訳は、次のとおりです。

支払保険金	1,302 百万円
回収再保険金	173 百万円
差引	1,128 百万円

4. 諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりです。
- | | |
|-------------|-----------|
| 支払諸手数料及び集金費 | 1,276 百万円 |
| 出再保険手数料 | 439 百万円 |
| 差引 | 836 百万円 |
5. 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は、次のとおりです。
- | | |
|--------------------|--------|
| 支払備金繰入額（出再支払備金控除前） | 97 百万円 |
| 同上にかかる出再支払備金繰入額 | 90 百万円 |
| 差引 | 7 百万円 |
6. 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は、次のとおりです。
- | | |
|------------------------|---------|
| 普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前） | 90 百万円 |
| 同上にかかる出再責任準備金繰入額 | 106 百万円 |
| 差引 | △16 百万円 |
| その他の責任準備金繰入額 | 97 百万円 |
| 責任準備金繰入額 | 81 百万円 |
7. 利息及び配当金収入の内訳は、次のとおりです。
- | | |
|-------|-------|
| 預貯金利息 | 0 百万円 |
| 株式配当金 | 0 百万円 |
| 計 | 0 百万円 |
8. 当期における法定実効税率は 28.00%です。
9. 1 株当たりの当期純利益は 1,512 円 13 銭です。
10. 関連当事者との取引は、次のとおりです。

（単位：百万円）

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 （被所有）割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
親会社	株式会社 エイチ・ アイ・エス	被所有 直接100.0%	損害保険代理 店の委託	代理店手数料の 支払 (注1)、(注4)	1,087	未払手数料	133
			保険契約の 引受	元受保険料の受 取（注2）	263	—	—
			ソフトウェア の開発委託	ソフトウェアの 開発委託の支払 (注3)、(注4)	107	未払金	11

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注1）代理店手数料は他社との競合等を勘案して、合理的に設定した手数料率によっております。
- （注2）保険契約は普通保険約款に従い、引き受けております。
- （注3）開発委託金額に関しては、双方協議のうえ合理的に決定しております。
- （注4）金額には消費税等が含まれております。

11. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2022 年度	2023 年度
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益 (△は損失)		△805	12
減価償却費		71	94
支払備金の増減額 (△は減少)		329	7
責任準備金の増減額 (△は減少)		18	81
利息及び配当金収入		△1	△0
有価証券関係損益 (△は益)		△7	△3
固定資産処分損		4	0
その他の損益		2	-
その他の資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額 (△は増加)		△306	△214
その他の負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額 (△は減少)		229	198
小 計		△464	175
利息及び配当金の受取額		1	0
法人税等の支払額		△2	△2
営業活動によるキャッシュ・フロー		△465	173
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△149	△91
有価証券の売却・償還による収入		357	95
資産運用活動計		254	3
(営業活動及び資産運用活動計)		(△210)	(177)
その他		△153	△145
投資活動によるキャッシュ・フロー		101	△141
財務活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー		-	-
現金及び現金同等物に係る換算差額		1	2
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△363	32
現金及び現金同等物の期首残高		1,946	1,582
現金及び現金同等物の期末残高		1,582	1,615

キャッシュ・フローに関する注記

- 重要な非資金取引の内容
非資金取引について記載すべき重要なものではありません。
- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 株主資本等変動計算書

2022 年度

(単位：百万円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	1,612	23	△107	△83	1,528	1,528
当期変動額						
当期純損失			△807	△807	△807	△807
当期変動額合計			△807	△807	△807	△807
当期末残高	1,612	23	△915	△891	720	720

2023 年度

(単位：百万円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	1,612	23	△915	△891	720	720
当期変動額						
当期純利益			48	48	48	48
当期変動額合計			48	48	48	48
当期末残高	1,612	23	△866	△842	769	769

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項（単位：株）

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	32,240	-	-	32,240

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 保険業法に基づく債権

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

該当ありません。

(2) 危険債権

該当ありません。

(3) 三月以上延滞債権

該当ありません。

(4) 貸付条件緩和債権

該当ありません。

(5) 正常債権

該当ありません。

3. 元本補填契約のある信託に係る債権の状況

該当ありません。

4. 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円、%)

	2022 年度	2023 年度
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	1,221	1,367
資本金又は基金等	720	769
価格変動準備金	0	0
危険準備金	-	-
異常危険準備金	500	597
一般貸倒引当金	-	-
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）	-	-
土地の含み損益	-	-
払戻積立金超過額	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	-	-
その他	-	-
(B) 単体リスクの合計額	516	790
$\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$		
一般保険リスク (R ₁)	208	428
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	-	-
予定利率リスク (R ₃)	-	-
資産運用リスク (R ₄)	17	20
経営管理リスク (R ₅)	15	23
巨大災害リスク (R ₆)	291	337
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率	472.8	346.0
$[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$		

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第 86 条および第 87 条ならびに平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出しております。

<単体ソルベンシー・マージン比率>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」（表の「(B) 単体リスクの合計額」）に対して、「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（表の「(A) 単体ソルベンシー・マージン総額」）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」（表の(C)）です。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

①	保険引受上の危険 (一般保険引受リスク) (第三分野保険の保険リスク)	保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
②	予定利率上の危険 (予定利率リスク)	実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
③	資産運用上の危険 (資産運用リスク)	保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
④	経営管理上の危険 (経営管理リスク)	業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
⑤	巨大災害に係る危険 (巨大災害リスク)	通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

- ・「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額を除く。）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

5. 時価情報

(1) 有価証券

① 売買目的有価証券

該当ありません。

② 満期保有目的の債券

該当ありません。

③ 子会社株式および関連会社株式

該当ありません。

④ その他有価証券

該当ありません。

(2) 金銭の信託

該当ありません。

(3) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

- a.通貨関連 該当ありません。
- b.その他 該当ありません。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

- a.通貨関連 該当ありません。
- b.株式関連 該当ありません。
- c.その他 該当ありません。

(4) 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当ありません。

(5) 先物外国為替取引

該当ありません。

(6) 有価証券関連デリバティブ取引（(7)に掲げるものを除く。）

該当ありません。

(7) 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引（国債証券等および金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る。）

該当ありません。

(8) 暗号資産

該当ありません。

6. その他

- ・ 保険業法第111条第1項の規定により、公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等については、会社法によるEY新日本有限責任監査法人の監査を受けています。
- ・ 「当社およびその子会社等の概況」、「当社およびその子会社等の主要な業務」、「当社およびその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況」については、該当事項はありません。

エイチ・エス損害保険株式会社

〒104-0053 東京都中央区晴海 4-7-4 CROSS DOCK HARUMI 5F-A

<https://www.hs-sonpo.co.jp/>